

# 教育委員会定例会事項書

令和8年2月24日(火)  
9:30～ 教育委員室

## 1 開会宣言

議事録署名者 安 田 委 員

## 2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

## 3 請 願

請願の処理について 公開

## 4 議 題

議案第 57号 三重県指定文化財の指定について 公開

議案第 58号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について 公開

議案第 59号 工事請負契約の変更について 非公開

議案第 60号 工事請負契約の変更について 非公開

議案第 61号 工事請負契約の変更について 非公開

議案第 62号 令和7年度三重県一般会計補正予算(第11号)(教育委員会関係)について 非公開

## 5 報 告 題

報告 1 県立南伊勢高等学校南勢校舎閉校舎における学校運営協議会の廃止について 公開

## 6 閉 会 宣 言



## 前回定例会の審議結果

### 1 日時

令和8年2月2日(月)

開会 9時30分

閉会 11時15分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、富樫委員、安田委員

議事録署名者 大森委員

### 4 採択議案の件名

議案第48号 職員の懲戒処分について

議案第49号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案

議案第50号 三重県高等学校等教育改革促進基金条例案

議案第51号 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案

議案第52号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係)

議案第53号 工事請負契約について

議案第54号 特定事業契約の変更について

議案第55号 令和8年度三重県一般会計予算(教育委員会関係)について

議案第56号 令和7年度三重県一般会計補正予算(第10号)(教育委員会関係)について

### 5 請願陳情の付議の結果

該当なし

### 6 諸般の報告

報告1 支払督促に係る訴えの提起の専決処分について

報告2 令和7年度三重県優秀選手・指導者表彰について

報告3 令和10年度全国高等学校総合体育大会の大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案に係る選考結果について

報告4 令和8年度三重県立学校実習助手採用選考試験、三重県立学校看護科・工業科教員採用選考試験、三重県立特別支援学校理療科教員採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師採用候補者名簿登載試験の結果について

報告5 自動車事故による損害賠償に係る専決処分について

### 7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



請願 8

学校安全衛生委員会に関する請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸



# 請願文書表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名及び要旨	請願者	教育長の意見
請8	令和8年1月13日	<p>(件名)                      学校安全衛生委員会に関する請願書</p> <p>(要旨)                      学校安全衛生委員会について、下記事項を全県立学校長に指導することを求める。                      (1)使用者が労働者の過半数代表の選出に関与しないようにすること。                      (2)学校安全衛生委員会を授業時間帯に実施しないこと。                      (3)学校安全衛生委員会の委員以外の教職員の意見を、学校安全衛生委員会に反映すること。                      (4)その他、衛生委員会開催についてのきまり(衛生委員会の議事録を教職員に周知すること等)</p>	<p>みえ教育ネットワーク教職員ユニオン                      委員長 鍋矢 善史                      三重県津市寿町7-50</p>	<p>本請願は一部採択といたしたい。</p> <p>(1)は採択といたしたい。労働者の過半数代表の選出にあたっては、「労働基準法施行規則」において「使用者の意向に基づき選出されたものでないこと」とされており、学校においてもその選出にあたって管理職が関与することはふさわしくありません。このことについて、改めて周知することとします。</p> <p>(2)は不採択といたしたい。学校安全衛生委員会の実施については、労使双方の委員が出席し、審議が十分になされる状況であれば時間帯を指定する必要はないことから、一律に授業時間帯の実施を禁止する必要はないと判断するためです。</p> <p>(3)は採択といたしたい。学校安全衛生委員会には、労働者の過半数代表により推薦された者が委員として参加しており、その数は委員の半数となっており、委員は職場の労働者の意見を委員会に反映する立場であり、現状においてもその使命は十分果たしているとは判断しません。今後労働者の意見を反映できるよう周知してまいります。</p> <p>(4)は採択といたしたい。学校安全衛生委員会の議事の概要については、「労働安全衛生規則」において「委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を労働者に周知せなければならぬ。」とされており、「関係法令に基づき職場巡視の実施および学校安全衛生委員会の開催について(令和5年12月14日)」において、学校衛生管理責任者は教職員に対し、会議の内容を遅滞なく周知することとしてまいります。すでに対応していることではありますが、改めて周知してまいります。</p>

2026年1月9日

三重県教育委員会  
教育長 福永 和伸 様

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン  
委員長 鍋矢 善史  
住所 三重県津市寿町7-50(みえ労連内)  
電話 (059)223-2615(みえ労連)

## 学校安全衛生委員会に関する請願書

### 1 請願の要旨

三重県立学校において開催されている「学校安全衛生委員会」は、教職員が健康かつ安全に働くために、労使双方で意見を出し合うための大切な場です。教職員の病休・休職者の増加という全国的傾向を踏まえると、学校安全衛生委員会の意義は以前よりも高まっているといえます。そこで、学校安全衛生委員会が適切に機能するようにするため、下記事項を全三重県立学校長に指導することを求めます。

- (1)労働者の過半数代表は学校安全衛生委員会の労働者側委員を推薦する立場にあることを踏まえ、使用者が労働者の過半数代表の選出に関与しないようにすること。(一部職種が立候補できない状態での過半数代表者選出／過半数代表者になるよう、使用者が教職員に働きかけること／学校長が過半数代表者の選出に立ち合うこと等は不適切である)
- (2)学校安全衛生委員会を授業時間帯に実施しないこと。
- (3)学校安全衛生委員会の委員以外の教職員の意見を、学校安全衛生委員会に反映すること。
- (4)その他、衛生委員会開催についてのきまり(衛生委員会の議事録を教職員に周知すること等)

### 2 請願の理由

当組合は学校安全衛生委員会の労働者側委員の選出方法や開催方法が労働安全衛生法や関係通知に則っていない事例があることを問題視し、昨年住民監査請求を行いました。その結果、監査委員から付言が出され、書面開催で済まされていたのが対面開催で行われるようになったり、職場代表の選出が行われたりするという改善が行われました。県教育委員会におかれましては、迅速なご対応をありがとうございました。

さて、「請願の要旨」で述べさせていただいたように、今日、学校安全衛生委員会の意義は高まっていると思いますが、労働者・使用者の双方が、その目的や意義、運営方法(委員の選出方法や、議長以外の労使各委員の人数を同数にすること、使用者側委員として産業医・衛生管理者を含めること等)といった事柄を十分に理解していないのではないかとと思われる事象が報告されています。具体的には学校長が職員招集をかけ、①全職種が集まっていない状態で、②学校長立ち合いのもと、③過半数代表者の立候補者を募り、その場で決定してしまうということや、④学校安全衛生委員会を授業時間帯に実施することで、労働者側委員の参加ができなくなるということ、⑤議事録が教職員に周知されないこと等が挙げられます。これでは教職員の職場の改善に意欲的な教職員が、学校安全衛生委員会に関与しづらくなるという点で問題があり、ルールに則った運用と言うこともできません。また、健康かつ安全に働くことは委員以外のどの教職員にとっても重要なことであることから、委員以外の教職員も意見記入フォーム等を通じて学校安全衛生委員会に自由に意見を述べられるようにすることが望ましいと思います。教職員が心も体にも健康に過ごすことで、児童生徒により教育として還元できるよう、本請願の採択をお願いいたします。

議案第57号

三重県指定文化財の指定について

三重県指定文化財の指定について、別紙のとおり提案する。

令和8年2月24日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

三重県指定文化財の指定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第14号、三重県文化財保護条例第5条第1項、第27条第1項、及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



## 新たに指定する三重県指定文化財（案）

1	
種 別	有形文化財 絵画
名 称	しほんぼくがたんさいりんなせいずびょうぶ そがしょうはくひつ 紙本墨画淡彩林和靖図屏風 曾我 蕭 白筆
員 数	六曲一双
所 在 地	津市大谷町1-1 三重県立美術館
所 有 者	三重県

2	
種 別	有形文化財 彫刻
名 称	もくぞうあみだにょらいりゅうぞう 木造阿弥陀如来立像
員 数	1 軀
所 在 地	熊野市二木島町1062
所 有 者	宗教法人 最明寺

3	
種 別	有形文化財 彫刻
名 称	もくぞうざおうごんげんりゅうぞう 木造蔵王権現立像
員 数	3 軀
所 在 地	津市美杉町三多気204番地
所 有 者	宗教法人 真福院

4	
種 別	有形文化財 歴史資料
名 称	いしゅうごじょうかはおくそんしよえず 伊州御城下破屋損所絵図
員 数	2 舗 附 2 点
所 在 地	伊賀市上野向島町3453
所 有 者	岡森 明彦

5	
種 別	有形民俗文化財
名 称	とうじんおどり おおのぼり 唐人踊 大 幟
員 数	1 流
所 在 地	津市東丸之内19-4
所 有 者	分部町唐人踊保存会

## 指定説明 1

### 有形文化財 絵画

しほんぼくがたんさいりんなせいずびょうぶ そがしょうはくひつ  
紙本墨画淡彩林和靖図屏風 曾我蕭白筆

員 数：六曲一双

所 在 地：津市大谷町 11 三重県立美術館

所 有 者：三重県

所有者住所：津市広明町 13

推 薦 者：県立美術館

市町指定日：—

大きさ・構造形式：屏風（六曲一双） 紙本墨画淡彩（金泥）

右隻・左隻とも 各 172.0×365.0 cm

年 代：宝暦 10（1760）年

#### 《概要》

江戸時代中期の絵師、曾我蕭白（1730～81）筆の六曲一双の屏風である。画題は中国北宋の文人 林和靖<sup>りんなせい</sup>で、右隻に虚ろな表情の林和靖と二人の童子、その背後に梅の大樹を、左隻に右隻から伸びる梅の枝と三日月の下で遊ぶ 2 羽の鶴を描く。左隻に「宝暦辰春」の款記<sup>かんき</sup>があり、ここから宝暦 10 年春の作とわかる。年記のある蕭白の作品は数少ないが、その中でも現在確認できる最も古い「久米仙人図屏風」（ボストン美術館所蔵）に次ぐものであり、国内では最古級の作品といえる。

#### 《作者》

作者である曾我蕭白は江戸時代中期の絵師で、京都の商家「丹波屋」に生まれ、本姓を「三浦」という。絵を描き始めた時期や師等はよくわかっていないが、若くして両親、兄に先立たれ、おそらく商家を継ぐことなく絵師として生計を立てることになったと思われる。蕭白の菩提寺である京都の興聖寺が藤堂藩からの庇護を受けていたことや、紺屋と推測される家業との関係を頼りに、三重、兵庫等を遊歴し、晩年は京に定住した。

三重県内には宝暦 8～9 年（1758～59）頃の 29 歳～30 歳にかけてと明和元～2 年（1764～66）頃の 35 歳～37 歳にかけての 2 度遊歴し、その際に描いた作品と逸話が数多く残っている。最初の遊歴時に描いた「竹林七賢図襖」（津市 西来寺）、「十六羅漢図」（津市 浄光寺）は現存しないが、2 度目の遊歴では重要文化財「紙本墨画唐獅子図」

（松阪市 朝田寺）、明和町の永島家に伝わった重要文化財「旧永島家襖絵」（現在は三重県立美術館所蔵）や松阪市 継松寺所蔵の「雪山童子図」（県指定）、松阪市 菅相寺所蔵「曾我蕭白筆千方牛和尚図」（市指定）、伊賀市 西蓮寺所蔵「曾我蕭白筆鳥獣人物画押絵貼屏風」（市指定）、鈴鹿市 安養寺所蔵「達磨図」等、津市内だけでなく、北勢から中勢、伊賀にかけ県内各地に作品が見いだされ、当県の文化に深く関わっている。

## 《内容》

画題は、中国北宋の文人 <sup>りんなせい</sup> 林和靖である。林和靖は西湖のほとり孤山に庵を結び隠棲し、梅を妻、鶴を子と愛したと云い、「梅妻鶴子」の故事成語の由来とされ、江戸時代、理想の文士として愛好され、多く絵画化された画題である。

蕭白が描く林和靖は、椅子に座り虚ろな表情で傍らの二人の童子を眺めている。正面を向く童子は茶目つ気ある表情をしており、林和靖の虚ろな表情と対照的である。

背後に描かれる梅の大樹は、大きくうねり左隻へと枝を伸ばし、その下で2羽の鶴が遊ぶ。左隻には細い三日月が描かれ、月下の表現として、右隻・左隻とも金泥が効果的に使われている。鶴の異様に長い嘴や細い首、左足を右足に巻き付けるポーズなど、蕭白独自の表現が見られるほか、梅樹や林和靖の衣服は、躍動感ある大胆な筆致で表現し、一方で人物の表情や花鳥には、細かな線や淡茶・赤・オレンジ系等と淡彩が施され、月下の表現である金泥とともに細部まで計算された繊細な描写となっており、蕭白の優れた技量がうかがえる。

これら林和靖と童子二人、梅・鶴・鴛鴦などの主要モチーフは先行する大徳寺聚光院の狩野永徳《四季花鳥図》(国宝)や <sup>さかきひやくせん</sup> 彭城百川の《旧慈門院障壁画》(重文)等に影響を受けて構成されているが、その表現は独創的なものである。また、左隻の落款「鬼閨居春愁」は蕭白作品には他例のないもので、蕭白および注文主の構想を何かしら反映していると考えられる。水辺に勢いよく枝を茂らせ多くの花をつける梅は色恋を暗示し、番で描かれた鶴や鴛鴦、林和靖を子宝に恵まれた仙人とする理解があったことや寒山拾得ひいては和合神に擬えられた童子2人等、描かれたモチーフにあやかり、子孫ひいては家の繁栄への願いを込めて制作されたものと推察される。これらのめでたい内容を異色の落款や個性的な図様で蕭白流に表現した作品が本作である。

左隻「宝暦辰春」の款記により宝暦10(1760)年、蕭白31歳の春に描かれたものとわかる。年記を伴う現存する蕭白作品のうち、「行三十歳圖之」の款記があるボストン美術館所蔵の「久米仙人図屏風」に次いで古い作品であり、国内では最古級である。

## 《評価》

蕭白の初期作品ではあるが、緻密な人物表現と大胆な画面構成、伝統的な画題や先行する表現を換骨奪胎し、斬新な作品に仕上げるといふ蕭白画の特徴をよく表しており、基準作として位置づけられる。

制作地は不明であるが、1度目の伊勢遊歴の期間に近い時期の作品であり、遊歴やその際の県内における人的交流と関わる可能性もある。昭和53(1981)年に三重県立美術館が購入以後、当県所縁の蕭白作品として知られ、適切に保存・管理されている。

これらから本作は江戸中期を代表する絵師の一人、三重県内に数多く作品と逸話を残す、曾我蕭白の初期代表作であり、三重県指定有形文化財(絵画)として永く保護すべきものである。

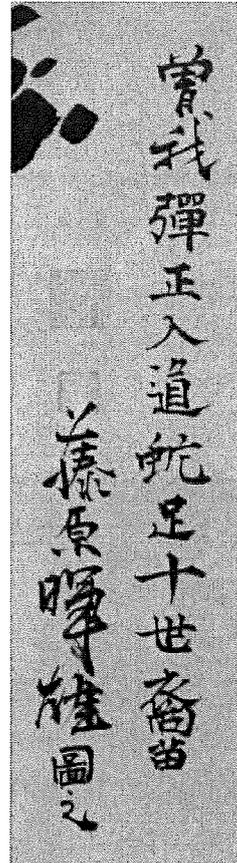
参考文献

- ・ 辻惟雄「曾我蕭白筆 林和靖図屏風」『國華』1025号 (1979年)
- ・ 狩野博幸「無頼という名の愉悦」『曾我蕭白 無頼という愉悦』展図録 京都国立博物館 (2005年)
- ・ 佐藤康宏「蕭白新論」『新編名宝日本の美術 27 若冲・蕭白』小学館 (1991年)
- ・ 作品解説『蕭白ショック!!曾我蕭白と京の画家たち』図録 三重県立美術館・千葉市美術館 (2012年)

右隻

曾我彈正入道蛇足十世裔苗 / 藤原暉雄圖之

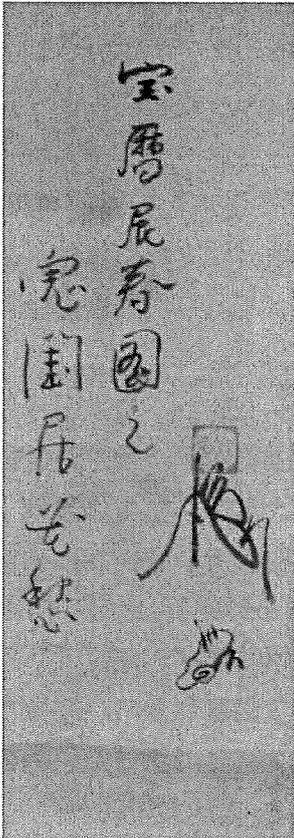
「虎道」(白文方印)、「蕭白」(朱文方印)



左隻

宝曆辰春圖之 / 鬼闍居花愁(花押)「如鬼」(朱文外方内円印)

「曾我氏」(朱文方印)



【右隻】



【左隻】

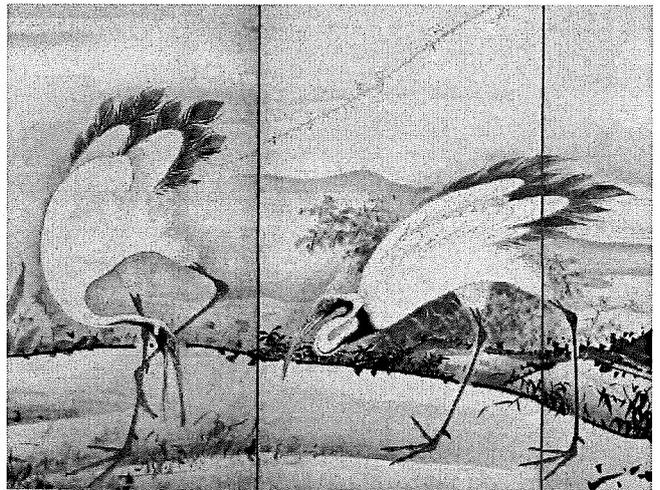




右隻：林和靖と二人の童子（部分）



左隻：月と鶴（部分）



## 指定説明 2

### 有形文化財 彫刻

## 木造阿弥陀如来立像

員 数：1 躯

所 在 地：熊野市二木島町 1062

所 有 者：宗教法人 最明寺

所有者住所：熊野市二木島町 1062

推 薦 市 町：熊野市

市町指定日：昭和 39 年 4 月 28 日

構造形式・大きさ：木造・総高 95.3cm

年 代：平安時代（12 世紀）

### 《概要》

木造阿弥陀如来立像は熊野市二木島町にある曹洞宗最明寺の本尊で、本堂（三重県指定文化財）に安置されている。最明寺は、室町時代の明応 5（1496）年に徳源<sup>とくげん</sup>が創建したと伝わる。本像はいわゆる三尺像と呼ばれる大きさで、制作当初の部材を良好に残し、その作風から平安時代後期の 12 世紀後半から末頃の制作と判断される。熊野市以南で最も古い仏像として当地域の彫刻史を把握する上で重要であり、その修理銘や伝来もわかる重要な資料である。

### 《形状及び品質・構造》

#### 【法量】

本尊 像高 95.3cm、髪際高 87.8cm、白毫高 86.5cm

頂－顎 17.8cm、面長 10.2cm、耳張 13.4cm、面幅 10.3cm、面奥 12.8cm、

肩幅 25.5cm、肘張 31.2cm

左胸厚（衲衣含む）13.9cm、右胸厚 13.6cm、腹奥（衲衣含む）15.8cm、

袖張 26.4cm、裾張 21.3cm、足先開外 13.7cm、足先開内 5.3cm

光背 高 126.2cm、幅 62.2cm

台座 高 71.3cm、幅 65.8cm、奥 47.3cm（うち蓮台 高 16.6cm、幅 33.0cm）

#### 【形状】

肉髻<sup>にっけいそう</sup>相をあらわし、地髪部 6 段、肉髻部 12 段、髪際 28 粒。肉髻珠<sup>にっけいしゆ</sup>（水晶製）、白毫<sup>びやくごう</sup>相（水晶製）、三道相をあらわす。耳朵環状、貫通。納衣<sup>のうえ</sup>を偏<sup>へん</sup>但<sup>たん</sup>右肩<sup>うけん</sup>にまとい、右肩に覆<sup>ふっけんね</sup>肩衣<sup>ね</sup>を着ける。左手は垂下して掌を前に向け、右手は屈<sup>くつ</sup>臂<sup>び</sup>して掌を前に向ける（それぞれ指を失い印相不明ながら来迎印とみられる）。裙<sup>くん</sup>を着け、蓮華座上に直立する。

台座は須弥座。光背は舟形光背とし、頭光、身光をあらわして、周縁部（雲文）に五仏を配す。

### 【品質構造】

針葉樹材（ヒノキ）、寄木造、彫眼、漆箔。

頭体通して正中にて左右に2材を矧ぎ寄せ、内割り<sup>わりくび</sup>を施し、三道下で割首する。背板を矧ぎ寄せ、腰部に方形の孔（縦9.9cm、横9.3cm、材厚2.0cm）を開けるが、現状蓋板を失う。

右手の肩半ばより裾にいたる体側部に一材を矧ぎ寄せ、前膊、袖外側、内側、手先を別材製とする。左肩より左裾、袖を含む体側部を一材製とし、手先を別材製とする。両足先、両足柄別材製。像内内割り面には墨塗りを施す。

像表面は、下層に丹地に漆箔を施し、その上に泥地を施し古色仕上げとする。髪は群青、髪際に緑青を施す。

### 【保存状態】

両足先、表面仕上げ、台座、光背、以上後補。左第一指から四指の半ばから先、右第一指から四指の半ばから先、第五指の大半、以上欠失。

### 【備考】

光背裏面墨書銘①「奉再興本尊並脇士／正徳三癸巳季五月廿八日／大仏工京洛竹屋町寺町西江入／駒野丹家／最明現主葛龍叟」②「奉再興本尊并脇士／御腸仏此時出現／時元治改元龍宿甲子十一月十七日／仏工京寺町二条上ル前川安五郎／現住最明十四世禅透叟謹誌」

### 【制作年代】

平安時代（12世紀）

### 《説明》

熊野市二木島町に所在する最明寺は、室町時代の明応5（1496）年に徳源<sup>とくげん</sup>が創建したと伝わる。現在は曹洞宗であるが、本尊に阿弥陀如来、脇侍に不動明王立像、毘沙門天立像を安置するため、江戸時代には天台系の寺院であった可能性がある。本堂は元禄元（1688）年以前に再建され、県指定文化財（建造物）に指定されている。

本尊の木造阿弥陀如来立像は、いわゆる三尺像と呼ばれる大きさで、円満で穏やかな頭部と体部の表現や、浅く整えられた衣文表現など、平安時代後期の典型的な作風（定朝様式）を示すとともに、面部では眼の見開きがやや大きく、わずかに意志的な表情を伴うことは鎌倉時代の様式に近づいており、12世紀後半から末ごろの制作と判断される。

像表面は後補の下地と古色に覆われるが、部材は手先を含めて制作当初のものを残しており、本来の姿をよくとどめている。右手第1指から5指の指先を欠損しているため印相の判断が難しいが、右手第1、2指が曲げているように見え、当初より阿弥陀如来として造像されたものであろう。当初部材である背板の腰部に開けられた方形の孔は当初のものではなく、修理時に像内納入品を納める際に施されたものと推測される。

光背頭光は和鏡を用い、鏡背には梅と丸に橋文をあらわして「天下一上嶋和泉守」の銘がある。光背身光部内圏の墨書から正徳3（1713）年、元治元（1864）年の修理情

報を得られる。

元は熊野市二木島里町に所在した円城寺の本尊で、円城寺が土砂崩れで廃寺となったのち最明寺に移されたと伝わる。光背の修理銘にはそれぞれ最明寺住持の名があり、移動があったとすれば、正徳3（1713）年以前となる。

#### 《評価》

最明寺木造阿弥陀如来立像は、制作当初の部材を良好に残した平安時代後期の作例で、中央の作例とも遜色のない堅実な造形を示すものであり、また熊野市以南で最も古い仏像として当地域の彫刻史を把握する上で重要である。最明寺は本堂が県指定有形文化財（建造物）に指定され、江戸時代前期の絹本著色釈迦涅槃図（同じく県指定）を伝えるなど、熊野市域の建築史・美術史を伝える中核的な寺院である。光背の修理銘からは、本像が江戸時代中期以降最明寺で継続的に守られてきたことも把握することができる。以上のことから、三重県指定有形文化財（彫刻）として永らく保護すべき仏像である。



写真1 正面



写真2 背面



写真3 面部

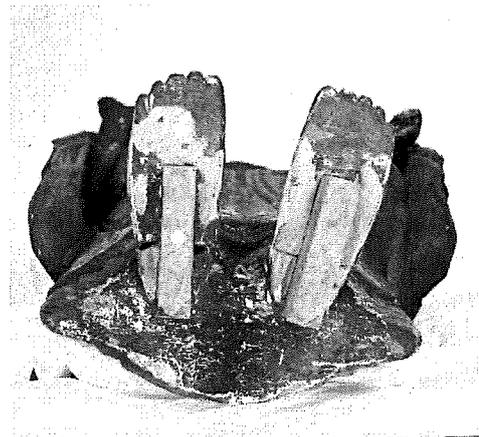


写真4 像底

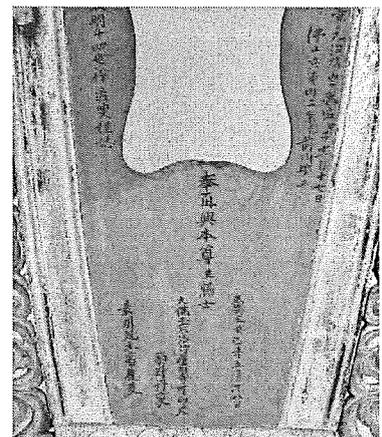


写真5 光背修理銘

### 指定説明 3

## 有形文化財 彫刻

もくぞうざおうごんげんりゅうぞう  
木造蔵王権現立像

員数：3 軀

所在地：津市美杉町三多気 204 番地

所有者：宗教法人真福院

所有者住所：津市美杉町三多気 204 番地

推薦市町：津市

市町指定日：平成 3 年 2 月 15 日

大きさ・構造形式：像高 182.1～183.7cm 寄木造

年代：江戸時代前期（17 世紀）

#### 《概要》

木造蔵王権現立像三軀は、津市美杉町<sup>みたま</sup>三多気にある真言宗（醍醐派）<sup>しんぶくいん</sup>真福院の本尊である。本像は三軀とも等身大・大型で、像容と構造形式が共通している。江戸時代前期に奈良県<sup>きんぶせんじ</sup>金峯山寺蔵王堂の三尊像形式を踏襲して同一仏師により造像されたものである。現状の彩色は寛政 4 年（1792）に補われたものであるが、像容は造像当初の状態を良好に保っている。金峯山寺の三尊形式を踏襲して造像された作例は全国的に見ても少なく、大峯修験の地域伝播のあり方を明確に示す貴重な作例である。

#### 《形状及び品質・構造》

蔵王権現の三尊像を、中央の像を「中央像」とし、向かって右を「左像」向かって左を「右像」とする。それぞれに本地仏が設定され、右像は弥勒如来（未来世）、中央像は釈迦如来（過去世）、左像は千手観音菩薩（現在世）とされる。

#### 【法量】

	左像（向かって右）	中央像	右像（向かって左）
像高	183.3	185.4	181.7
髪際高	163.4	166.3	162.0
頂一顎	39.7	41.9	41.3
面長	20.6	20.8	18.9
面幅	17.4	18.8	19.7
耳張	27.6	28.0	28.4
面奥	29.2	30.1	28.2
胸奥左（条帛含）	29.0	26.0	28.2
胸奥右	26.7	25.6	26.7
腹奥（条帛含）	28.5	29.1	28.7
肘張	98.7	98.6	96.3

裾張	83.7	84.5	73.1
足先開 内	58.5	67.4	65.6
足先開 外	94.2	104.0	98.7
光背径*1	45.8	46.2	46.2
台座高	38.0	51.6	51.6
框幅	76.2	71.5	105.5
框奥	38.5	70.9	49.5
柄	未計測	柄 10.1 柄穴 11.8	未計測

\*1 光背は円光背（銅製）の直径

### 【形状】

#### ○右像（向かって左）

頭頂に髻を結び、髪際はまばら彫りに毛筋彫りをあらわし、左右に炎髪をあらわす。天冠台（紐一条・列弁帯）をあらわす。眉根を寄せ瞼目、開口し、上歯左右から上方に牙を表す。耳朵不貫として、三道相をあらわす。

左手を屈臂し腰脇で剣印を結び、右手を振り上げ屈臂して三鉗杵を執る。腕釧（紐二条）を着ける。右膝を屈して振り上げ、左足で立つ。条帛、天衣をまとう。裙を付けて上部一段折り返し、獣皮（虎皮裙）をまとって、腰紐の結び目を前方左右に垂らす。足釧紐二条。胸飾は紐二条、中央に花形飾を3つ重ね、下方に連珠を垂下し、右方に花形飾りをあらわす。

光背は円光背として上方と左右に火炎をあらわす。台座は広葉樹（ケヤキか）の心材を伴う大型の角材（一木）を横置きし、岩座を表現して粗く削る。

#### ○中央像

左手の手先を拳印とする以外は、左像と共通する。胸飾を失う。

#### ○左像

右像と共通する。

### 【品質構造】

#### ○右像（向かって左）

針葉樹材（ヒノキ）。

頭部前後3材製とし、後頭部に薄板材を矧ぎ寄せ、挿首する。玉眼を嵌入する。

体幹部は左脚部を含んで、大略前後左右4材製とし、背中に薄板材（左右2材）を、腰後ろに薄板材を1枚矧ぎ寄せる。左肩より脇腹にかけて材を矧ぎ足し（幅7.2cm）、左腰から柄を含む地付まで一材を矧ぎ寄せる。腕はそれぞれ上膊、前膊、手先を別材製とする。左足前方の膝より足首にかけて薄板材を矧ぎ寄せ、足先は別材製。右足は太腿中央（膝手前）より足首まで一材製として、足先は別材製とする。裾裾先端と下方に小材を複数矧ぎ寄せる。胸飾は別材製として貼りつける。持物別材製。

像表面は下層に泥地（薄オレンジ色）を施して彩色し、その上層に胡粉下地を施して

彩色する。裙折り返し部には茶地に唐草文をあらわす。瞳は墨、その周囲に金箔、墨、目尻目頭に赤色を施す。天冠台の列弁帯、腕釧、足釧、持物は金箔仕上げ。円光背は銅製。

○中央像

針葉樹材（ヒノキ）。

頭部前後2材製とし、後頭部に薄板材を矧ぎ寄せ、挿首する。玉眼を嵌入する。

体幹部は左脚半ばまでを含む左右2材製とする。前面の裙折り返し中央と左方、左太股付近の表面に薄板材を複数矧ぎ寄せて彫刻面を作る。腕はそれぞれ上膊、前膊、手先を別材製とし、左肩前に小材を矧ぎ足す。右大腿半ば（膝上）から足首まで一材製とし、両足先を別材製とする。

像表面は右方像と大略共通する。円光背は銅製。

○左像（向かって右）

針葉樹材（ヒノキ）。

頭部前後2材製とし、後頭部に薄板材を矧ぎ寄せ、挿首する。玉眼を嵌入する。

体幹部は左脚部を含み、大略前後左右に4材を矧ぎ寄せ、背中に薄板材（左右2材）を矧ぎ足し、腰後ろに薄板材を2枚矧ぎ寄せる。像内に内刳を施すとみられるが詳細不明。左肩より脇腹にかけて材を矧ぎ足し、左腰から柄を含む地付まで一材を矧ぎ寄せる。腕はそれぞれ上膊、前膊、手先を別材製とし、右足は太腿中央（膝上）より足首まで一材製。両足先別材製。裙裾先端と、裙裾下方に別材を矧ぎ寄せる。天衣別材製。

像表面は右方像と大略共通する。円光背は銅製。

【保存状態】

中央像、左像の胸飾欠失、持物上方部材欠失。3 軀とも天衣遊離部を欠失し、現状の表面彩色を後補とする。なお欠失部材の一部については内陣（厨子）内に保管される。

【備考】

本堂縁側に納置された踏板<sup>ふみいた</sup>（三尊像のいずれかの台座<sup>かまち</sup>部材か）に次の墨書がある。これにより、現状の彩色は寛政4年（1792）に補われ、その際に台座も造り替えられたことがわかる。銘文から、寛政度の修理に従事したのは山田岡本町（現在の伊勢市岡本町）の仏師市河長次郎で、当地（三多気）の儀介という人物が作業にあたったことが知れる。

蔵王大権現御臺座  
右、寛政四壬子歳二月  
大権現御彩色之砌、  
造焉、住持比丘實道  
堯泉代、佛師山田  
岡本町市河長次郎  
工人當所儀介也

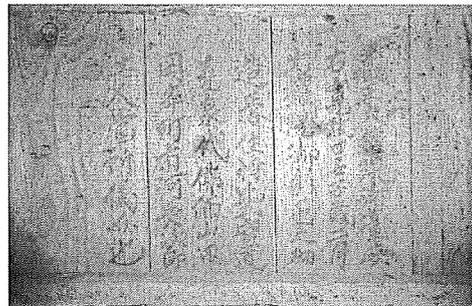


図1 踏板の銘

【制作年代】

江戸時代前期（17世紀）

## 《説明》

真福院の木造蔵王権現立像三軀は、真福院本堂（蔵王堂）の内部後端1間を厨子（内陣）として安置されている。三軀は、像容・構造技法が共通しており、同一仏師により一具として造像されたことが明らかである。

真福院像は激しい憤怒相をあらわし、右手右脚を振り上げる様相に破綻はなく、整った像容である。筋肉の細かな抑揚表現は押さえられているが、穏健にまとめられた全体の造形は堅実である。

蔵王権現像三軀を一具とする事例は、大峯修験の中心である金峯山寺蔵王堂（奈良県吉野郡吉野町、安土桃山時代、重要文化財）が知られ、鎌倉時代末期から南北朝時代初期には成立していたとされる。真福院像では、中央像のみ左手を拳印とし、左右像の左手は剣印としている。これは金峯山寺像と共通しており、真福院像の成立に金峯山寺の強い影響があったと考えられる。

金峯山寺の三尊形式を踏襲して造像された作例は全国的に見ても少ない。大峯修験の地域伝播のあり方を明確に示す貴重な作例であるとともに、本県における修験道や蔵王権現信仰を知るうえで最も代表的な彫刻である。

## 参考文献

- ・伊東史朗(2022)「金剛蔵王と蔵王権現」(同氏著『神像の研究』思文閣出版)
- ・神田雅章(2016)「蔵王権現立像」(伊東史朗監修『神像彫刻重要資料集成』第3巻関西編2、国書刊行会)
- ・瀧川和也(2023)「小天狗清蔵について」(『忍者学大全』東京大学出版会)
- ・藤岡穰(2016)「蔵王権現をめぐる諸問題」(久保智康編『日本の古代山寺』高志書院)
- ・文化庁文化財保護部編(1981)『月刊文化財』273
- ・真鍋俊照(2004)『日本仏像事典』(吉川弘文館)
- ・三重県教育委員会編(1985)『三重の近世社寺建築』
- ・美杉村史編集委員会編(1981)『美杉村史』上巻

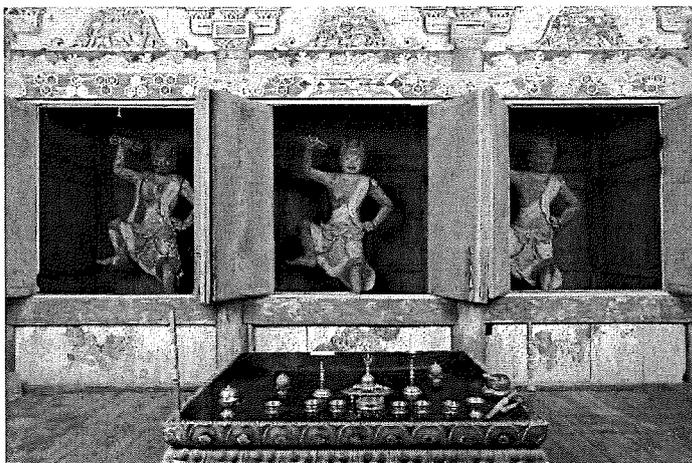


図2 内陣の状況（左から、右像、中央像、左像）



图3 木造蔵王権現立像（真福院） 右像

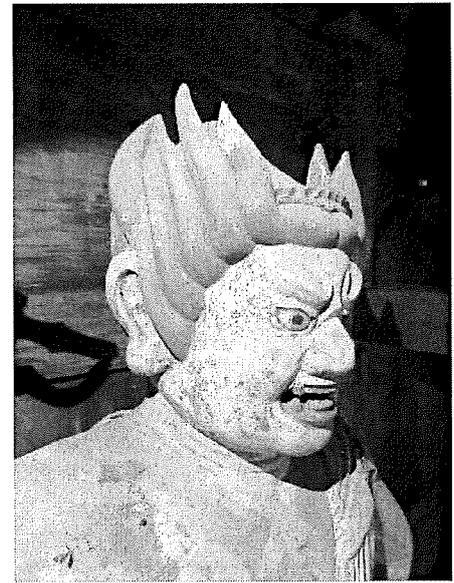


图4 木造蔵王権現立像（真福院） 中央像

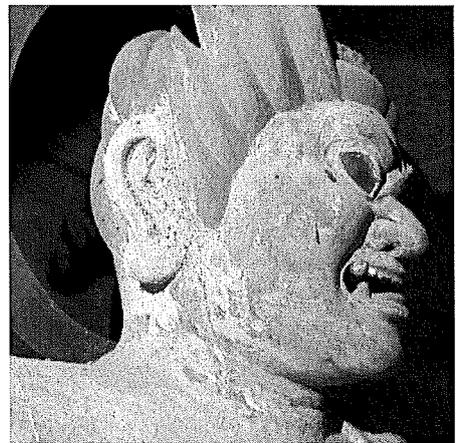
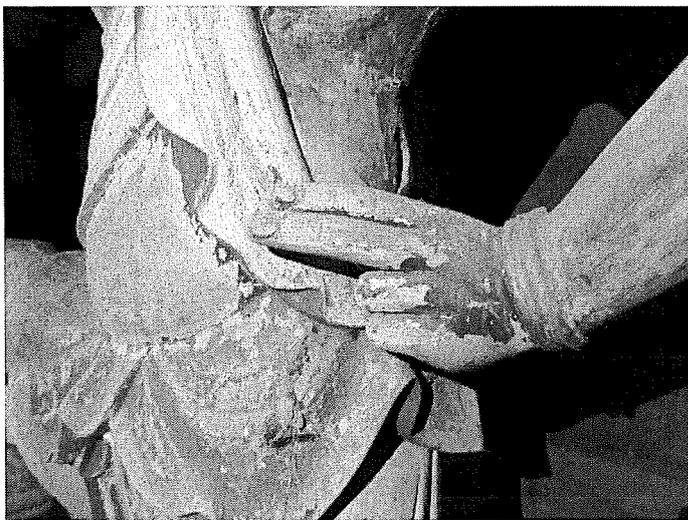
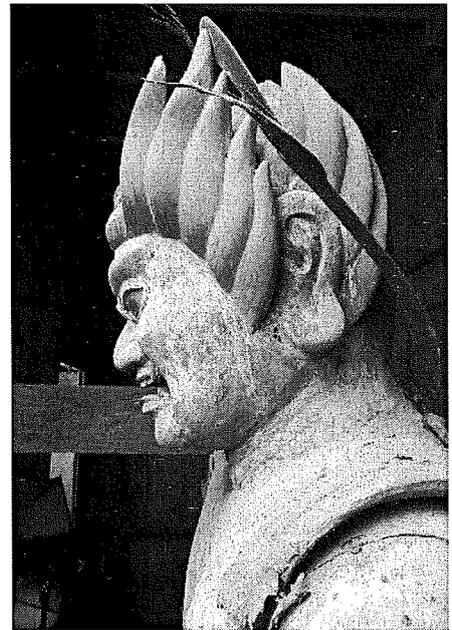


図5 木造蔵王権現立像（真福院） 左像

#### 指定説明 4

### 有形文化財 歴史資料

## いしゅうごじょうかはおくそんしよえず 伊州御城下破屋損所絵図

員 数：2 舗、附 2 点

所 在 地：伊賀市上野向島町 3453

所 有 者：岡森明彦

推 薦 市 町：伊賀市

市町指定日：平成 31 年 3 月 28 日

大きさ・構造形式：

絵図（城 郭） 縦 53.5 cm、横 71.4 cm、楮紙、著色

絵図（城下町） 縦 132.0 cm、横 192.4 cm、楮紙、著色

附 袋 1 点 縦 31.8 cm、横 18.2 cm、楮紙、紙縫の紐付き

附 書状 1 点 縦 16.5 cm、横 53.4 cm、楮紙

年代：江戸時代 嘉永 7（1854）年

#### 《概要》

当資料は、嘉永 7（1854）年 6 月 14 日午前 2 時頃発生した、いわゆる安政伊賀上野地震により被害を受けた上野城城内および城下の状況を記録した絵図である。建物や石垣等の破損・崩壊箇所を色分けし、墨で説明を加えるなど、被害状況を克明に記している。付属の袋と書状からは、絵図の作成に関わる経緯が読み取れる。

#### 《資料の内容》

城郭の様子を表した絵図 1 舗と城下町を描いた絵図 1 舗のほか、2 舗の絵図を収納する袋と書状 1 通で構成される。これらは、改装帙に収められる。外題として押された題簽のほか、帙の内側にも同筆題簽が貼付けられる。

**絵図（城郭）** 城郭の被害状況を示した絵図である。建物には居住者名や建物名を記載し、色分け（白、赤、灰、橙色）により被害状況を示す。

**絵図（城下町）** 建物には居住者名や寺社名等を記載し、色分け（灰、赤、白色）により被害状況を示す。被害のあった 25 町について、町屋の「潰屋」「焼失」件数が記載されている。

**袋** 袋の上書に「伊州御城下破屋損所絵図/大小貳枚入」と記す。地震発生の翌月 29 日には、藤堂藩御年寄の発案を受けた津の絵師曾谷彦四郎が伊賀を訪れて図取を行い、翌日 30 日に津へ帰った。その後、閏 7 月を経て 8 月に、曾谷彦四郎は絵図を伊賀へ送ったという。この押紙により、絵図の製作者が曾谷彦四郎であることや、津の絵師が派遣された事情や絵図の製作に要した時間が判明する。

**書状** 嘉永 7 年 8 月 4 日付けで、曾谷彦四郎より伊賀の普請奉行渡辺栄蔵宛である。絵図を送付する際の添え状と思われ、袋の押紙に書かれていた内容とも合致する。書

状には、伊賀の絵師<sup>うえにししろうごろう</sup>上西庄五郎の名前もみえる。津の御用のために、絵図の製作が遅れた事情を述べる。絵図は、いったん津に持ち帰り仕上げられたことがわかる。

### 《説明》

本絵図は、藤堂藩が安政伊賀上野地震による上野城と城下町の被害状況の全容を把握するために作成したもので、袋や書状等の関連資料によって、発災から絵図の完成までの一連の経緯を理解することができる。

城郭と城下町の絵図は同縮尺で描かれており、ふたつを一体化させることが可能である。狭い範囲とその周辺の広い範囲の絵図を同縮尺で個別に作成し、重ね合わせることができる点から、幕末期における測量技術の高さを知ることにもできる。城郭と城下町の絵図が個別に作られた経緯は不明だが、両者の料紙も筆跡も同一であり、いずれも袋の押紙にある通り、津の絵師曾谷彦四郎の作になるものとみられる。

絵図には、居住者の名前や町名などとともに、各所の被害状況も墨で記されており、これらは一筆とみられる。絵師の任務には、潰家の件数など被害状況の調査と記録が含まれていたと見て取れる。

### 《評価》

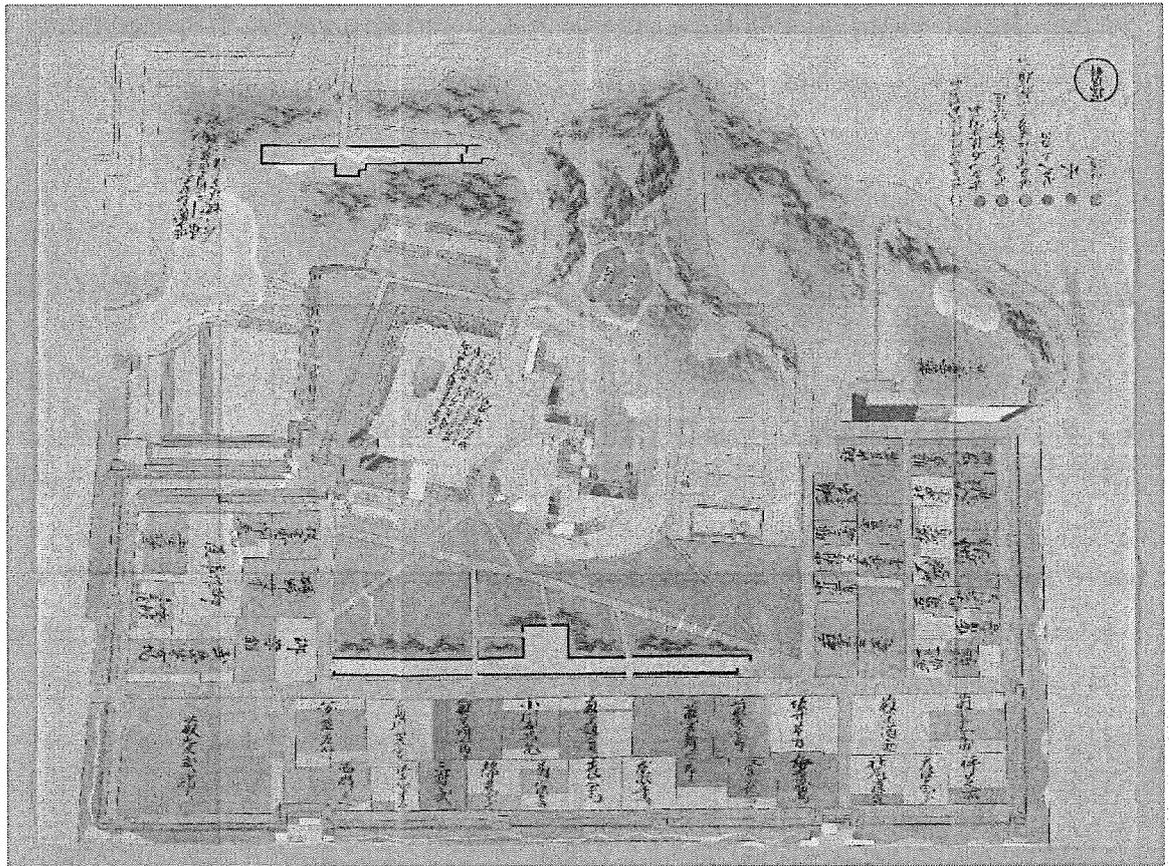
絵図が主体の資料だが、付属の書状や袋の上書・押紙からきわめて詳細な事情を読み取ることができる。絵師が藩に抱えられ、普請奉行に属していたこと、その絵師に、絵図を描くことで詳細な記録をとる役が課されていたことなどの知見を得られる資料である。

また被災の具体的な数値をうかがい知ることにもできるため、安政伊賀上野地震に関わる論文において、既に活用されている（益野 2018）。前近代における直下型地震災害の規模、被災状況と対応策などの多彩な情報を得ることができる点で、現代の歴史地震研究にも有益なデータを提供し得る資料である。

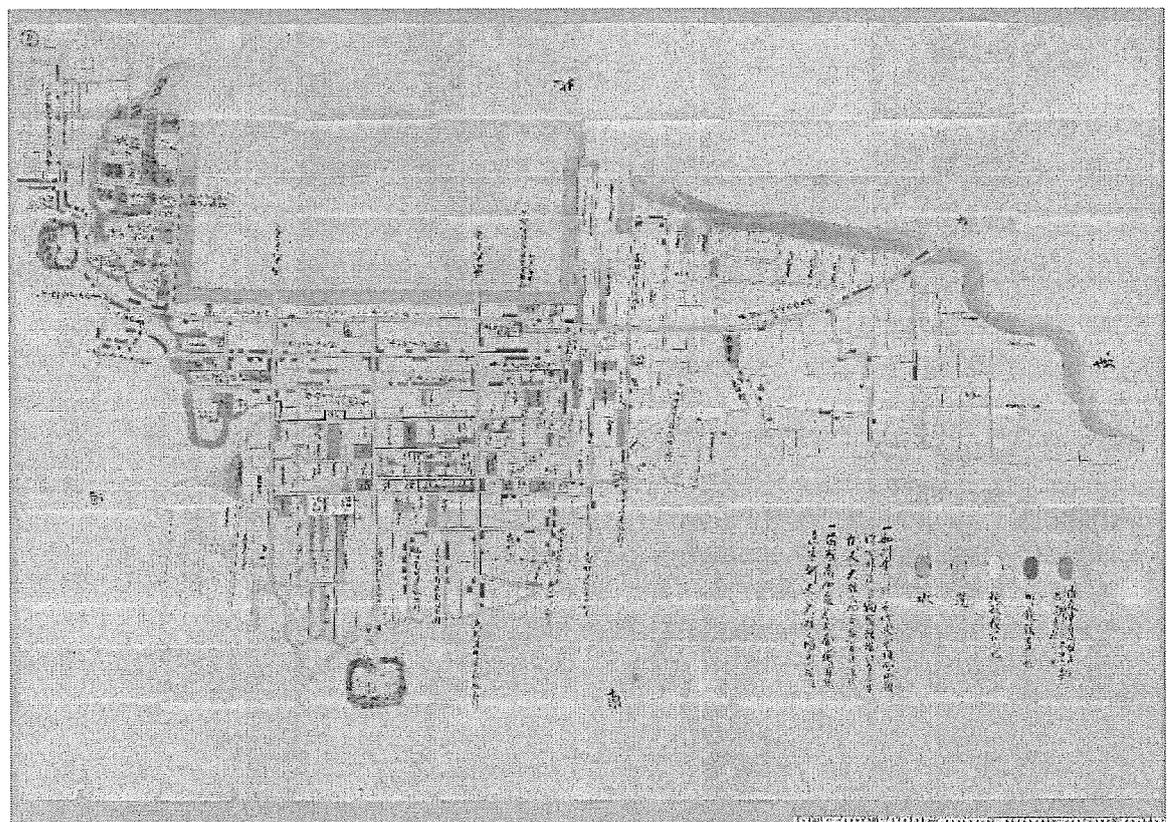
以上のことから、三重県における学術的・文化的な意義は大きく、三重県指定有形文化財（歴史資料）として保存すべきものである。

### 参考文献

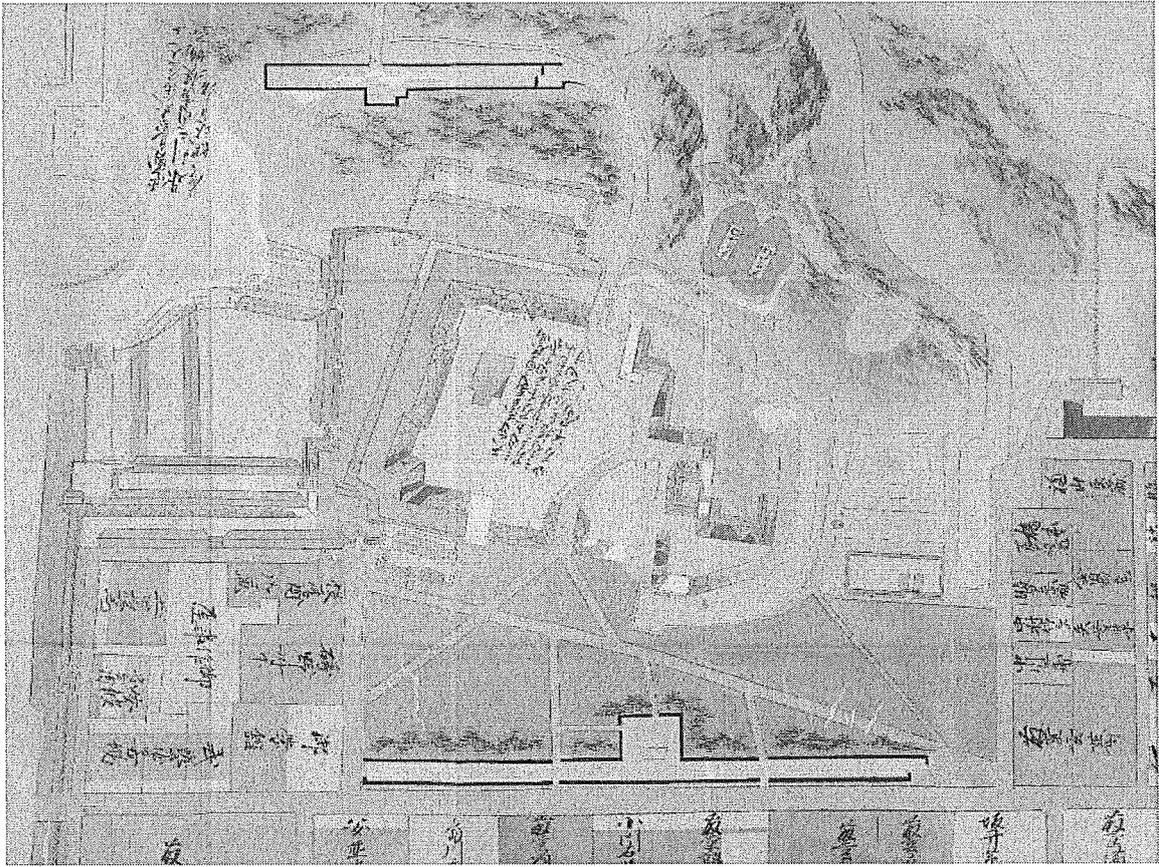
- ・伊賀古文献刊行会編『伊賀上野東町文書一町会所記録一』（2010年）
- ・伊賀市編『伊賀市史』第二巻通史編近世（2016年）
- ・伊賀市編『伊賀市史』第五巻資料編近世（2012年）
- ・藤田達生『災害とたたかう大名たち』（2021年）
- ・益野行輝「安政伊賀上野地震の城郭被害」『歴史地震』第33号（2018年）



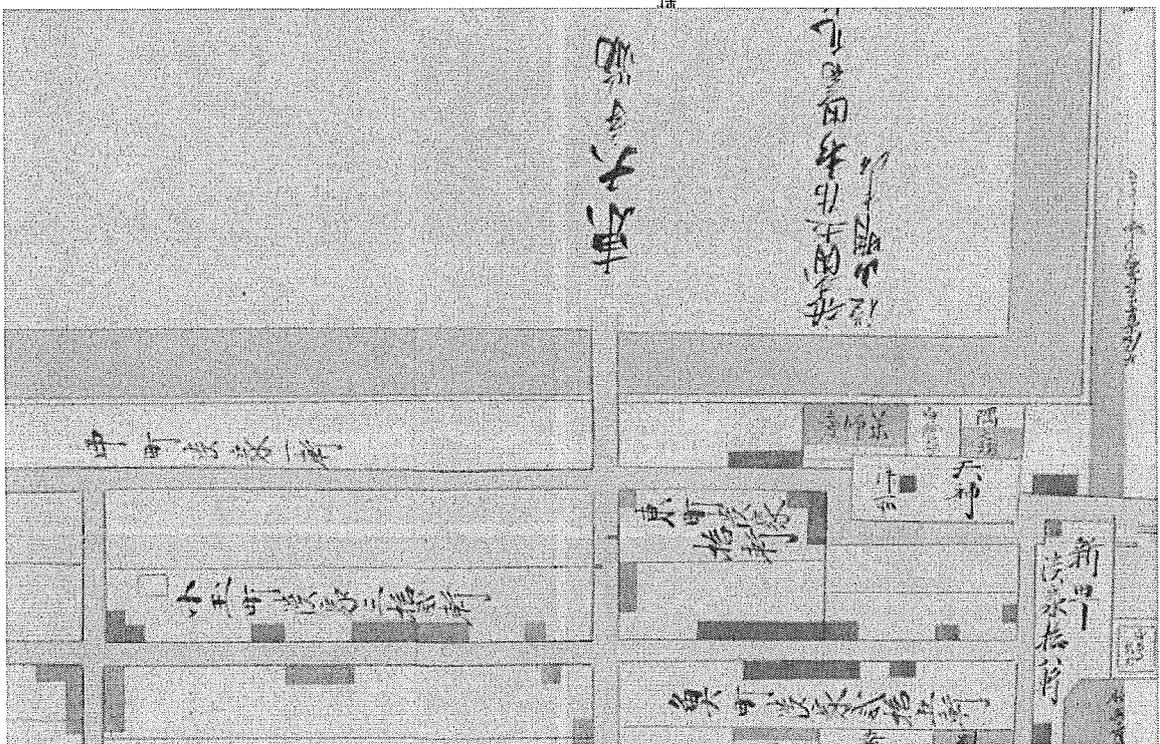
絵図 (城郭)



絵図 (城下町)



絵図（城郭、天守台周辺）



絵図（城下町、東町と中町周辺）



## 〔参考資料〕

### 「安政伊賀上野地震」と藤堂藩の主な災害対応の状況

嘉永7（1854）年

6月15日

伊賀地域北部を中心に地震が発生。上野城と城下町、村々で多くの家屋が倒壊する等の甚大な被害が発生する（『安政年間地震二関スル記録』）。普請奉行が、家中の屋敷の被害状況や死者・怪我人等を調査するために、歩行目付（徒目付）と歩行目付加役の動員を依頼する。

6月16日

正午に伊賀から藩主藤堂高猷（たかゆき）のいる江戸藩邸へ使者を派遣する（『安政年間地震二関スル記録』）。普請奉行が「破損所・潰家・死人・怪我人等之帳面三冊」、「町郷死人・怪我人地震方角附等」を書面にまとめ、地震発生と被害状況の第一報を伝達させる。

6月17日

伊賀の作事奉行から津の藩庁に対して、棟梁2人・大工50人・人夫150人の派遣を依頼。津より藩士2名が伊賀へ着て、破損箇所の復旧について相談を行い、明朝に帰る（『安政年間地震二関スル記録』）。※17日以降、津の藩士が伊賀を往来し、地震の復旧対応を行う。

6月20日

上野城の門や建物の破損について、復旧には幕府の城郭普請の許可が必要となるため取り急ぎ片付けを行い、危険な場所は倒壊を防ぐよう対処する（『安政年間地震二関スル記録』）。

6月29日

津の普請奉行から伊賀の普請奉行へ、地震の被害状況を絵図に書き取るため、津の絵師 曾谷彦四郎とその弟子を伊賀に派遣することを打診する（『安政年間地震二関スル記録』）。

6月

上野東町が町の被害状況を把握し報告する（『伊賀上野東町文書』）。

町内の死人・怪我人・潰れ家・潰れ土蔵等を調査し、絵図を作成する。

7月1日

江戸の藩主あてに被害報告を実施（『地震二付普作見分帳』『御家中死人怪我人等書抜意委曲案伺帳』）。

7月20日

江戸の藩主あてに被害報告を実施（『御家中死人郷宅之者倒レ屋見分帳』『町郷中破損死人怪我人等之目録』）。

7月29日

津絵師 曾谷彦四郎が津の家老と伊賀へ出向き、絵図の下書きを作成して、早朝に津へ戻る（袋上書き）。

閏7月16日

江戸の藩主あてに被害報告を実施（『破損取調之帳面』）。

閏7月29日

藤堂藩から幕府へ城郭、町中、郷中の被害状況報告、城郭の被害箇所を詳細に記載する。（『嘉永甲寅六月地震記』）。

8月4日

津絵師 曾谷彦四郎から伊賀普請奉行 渡辺栄蔵へ絵図と書状を送る。（書状）。完成した絵図の提出が遅れた事情を述べる。

安政2（1855）年

2月 藩主から幕府老中へ修補願の提出（『伊賀国上野城破損之覚』）。

3月1日 幕府から城郭修復の許可を受ける（『旧阿山郡役所文書』）。

有形民俗文化財

とうじんおどり おおのぼり  
**唐人踊 大幟**

※ 県指定無形民俗文化財「唐人踊附大幟」は指定名称を変更し「唐人踊」とする。

員 数：1流

所 在 地：津市東丸之内 19-4

所 有 者：分部町唐人踊保存会（現在は津市教育委員会が保管）

所有者住所：津市東丸之内 4-31

推薦市町：津市

県無形民指定日：平成 3 年 3 月 26 日

市町指定日：昭和 32 年 9 月 21 日（有形民俗資料）※唐人踊は無形文化財指定

大きさ・構造形式：幅 126 cm、丈 345 cm、幟旗、染織物

年 代：江戸時代後期（降龍図は江戸時代前期のものを移植か）

《文化財の概要》

唐人踊は、津八幡宮の祭礼に伴い、分部町が出し物として披露する江戸時代から続く民俗芸能である。本資料は、降り龍の刺繍が施された大型の幟旗で、芸能では「大旗」役が持つ。行列中では、前方の昇り龍と一対として後方に配置され、それぞれ清道旗（道せいどうを清める役割）とセットとなる。戦災により焼失した用具の中で唯一現存し、「唐人踊附大幟一流」として県の無形民俗文化財の附指定を受けていたが、大幟は有形の資料であることから有形民俗文化財として指定区分の変更を行う。

《特徴》

【法量】全形（鱗と乳を含む）	幅 126.0cm	長さ 345.0cm
本紙（額縁を含む）	幅 84.8cm	長さ 292.0cm
額縁	幅 10.1cm	
本紙	幅 63.5cm	長さ 265.4cm
鱗（下辺部 1 か所）	幅 22.5cm	長さ 23.4cm
乳（上辺部 1 か所）	幅 8.3cm	長さ 24.2cm

【構成】

大幟は、降龍図、本紙、額縁、乳、鱗から構成される。降龍図は、本紙（緋羅紗）の両面に縫い付けられている。額縁は本紙を囲い、長辺片側には竿を受ける乳が上部から刺繍される。乳以外の3辺には鋸歯状の鱗（白羅紗）が施されている。額縁上辺には、横方向の竿の受け口があり、1辺の竿に固定する「旗」ではなく、2辺の竿に固定する「幟」の構造を持つ。

（本紙）

緋羅紗：化学染料染めで、織度が細かく、均一に織られている。

**降龍図**：絵絹（羽二重）生地に彩色絵を描き、和紙による裏打ちがされる。龍図は精細に描写され、色料は鮮やかで、上質な岩絵具や貝胡粉が使用されている。

**（額縁）**

**紺地花唐草龍鳳文金襴錦**：当初の織物で、鳳凰と龍はきめ細かいが、花唐草は牡丹か菊か不明瞭。和紙を裏打ちし、約1cm緋羅紗と重ねて縫い付けている。上辺竿受け部内面には麻布が巻かれている。

**紺地回雲龍文金襴錦**：補修時の織物で、既成の織物で高級感が当初に比べ劣る。当初の織物が欠損した部分を一部補填している。

**紺布**：補修後の欠損箇所を再度補修しているが、範囲は限定的。織物と裏打ち和紙の間に紺布を当てている。

**（鱗）**

**白羅紗**：本紙同様に織度が細かく均一に織られている。24か所の鋸歯状に生地を裁断し、切り口を白木綿糸でかがり縫いにより補強している。

**（乳）**

**白地回唐草文様金襴錦**：和紙（墨書のある古紙）を裏打ちし、竿受け内部には麻布が巻かれる。乳は、計12か所に付けられ、上端と下端は2つが隣接し、その他は約21cmの間隔で付けられる。乳の付け根には、両面に護符状の刺繍（「菱繫ぎ」「叶」「立鼓」「鱗」「十字格子」「亀甲繫ぎ」「九字（ドーマン）」「斜め格子」「籠編み」など）が萌葱色の絹糸により施されている。

**【保存状態】**

戦後、保存会で長らく保管され、平成13年から同17年までは、「唐人さんの家」分部町唐人踊資料館（平成17年2月閉館）で展示されていた。現在は津市教育委員会の教育研究所で、表裏に薄葉紙を挟んで厚紙の筒に巻き付け、木箱に納めて保管されている。なお、現在の民俗芸能に本資料は使用せず、複製品が使用されている。

**本紙**：虫食い穴が複数か所にみられる。

**降龍図**：絵絹の剥落による和紙の露出や、和紙も含め欠損している部分がみられる。

**額縁**：当初織物が約2割の箇所で剥落し、和紙が露出している。

**鱗**：虫食い穴と使用による破れ、かがり縫いの欠損がみられる。黄ばみが著しい。

**乳**：竿受け部の剥落が著しく、和紙の露出が目立つ。

**【製作年代】**

各部位の年代から、江戸時代後期に唐人踊大幟が製作されたと考えられる。ただし、降龍図は古い特徴を示すため、既に降龍図として成立していたものが大幟に移植されたと考えられる。

**本紙・鱗**：緋羅紗・白羅紗は、19世紀初頭ヨーロッパ製（フランスやイギリス）。

**降龍図**：三爪や火炎の表現は古式で、上質な絵の具の特徴も含め、江戸時代前期。

**額縁**：当初織物は江戸時代後期。修理織物は近代初頭。

**乳**：破損の状況から額縁当初織物と同時期。呪符文様は江戸時代中期の特徴をもつ。

## 《説明》

唐人踊は、津八幡宮祭礼における分部町の出し物である。祭礼の様子が示された最古の史料である明暦2（1656）年『勢陽雑記』と、記載内容が符合するニューヨーク・パブリック・ライブラリー蔵の『津八幡宮祭礼絵巻』では、慶安3（1650）年頃の津八幡宮祭礼の様子が描かれ、分部町は「六番 分部町唐人の真似」とする出し物が披露されている。唐人（異国人）の黒装束や武士衣装で仮装した町民が、鉄砲や弓矢、刀で武装し、行列する様子が描かれているが、現在に伝わる唐人踊とは異なる内容で、長崎出島のオランダ商館長を中心とした商館員を模倣した唐人行列であると推測される。この中には、現在に伝わる大幟やそれに類する旗、唐人踊に関する記載は存在しない。

一方、江戸時代後期には、祭礼における分部町の出し物に、現在の唐人踊や大幟に類する記載のある史料が多く存在する。天保13（1842）年の『八幡御祭礼之次第』には、分部町の行列について、「清道旗、幟持ち」と記載があり、史料と符合する絵巻である国立歴史民俗博物館蔵の『伊勢津八幡御祭礼図巻』や石水博物館蔵の『津八幡神社祭礼絵巻』には、朝鮮通信使を模倣した大幟や旗を掲げた唐人行列の様子や、楽器を演奏して踊り歩く唐人踊の様子が描かれている。

大幟は、分部町の出し物が、朝鮮通信使を模倣した唐人行列及び唐人踊として、多くの史料に記載されはじめる江戸時代後期に製作されたものである。大幟を除き、同時代のその他の用具はいずれも戦災により焼失しており、大幟は、民俗芸能の成立背景や歴史の変遷を知る上で高い学術的価値を持つ資料である。また、唐人踊の用具として、江戸時代後期から明治時代末期の約100年にわたり使用され、使用に耐えられなくなった後も、世代を越えて保管・継承されてきた。現在の唐人踊では、本資料の複製品の大幟が使用され続けており、現役で使用されずとも民俗文化財としての価値は保たれている。

以上により、唐人踊大幟を県指定有形民俗文化財として指定し、継続的に万全の保護を図る。

## 参考文献

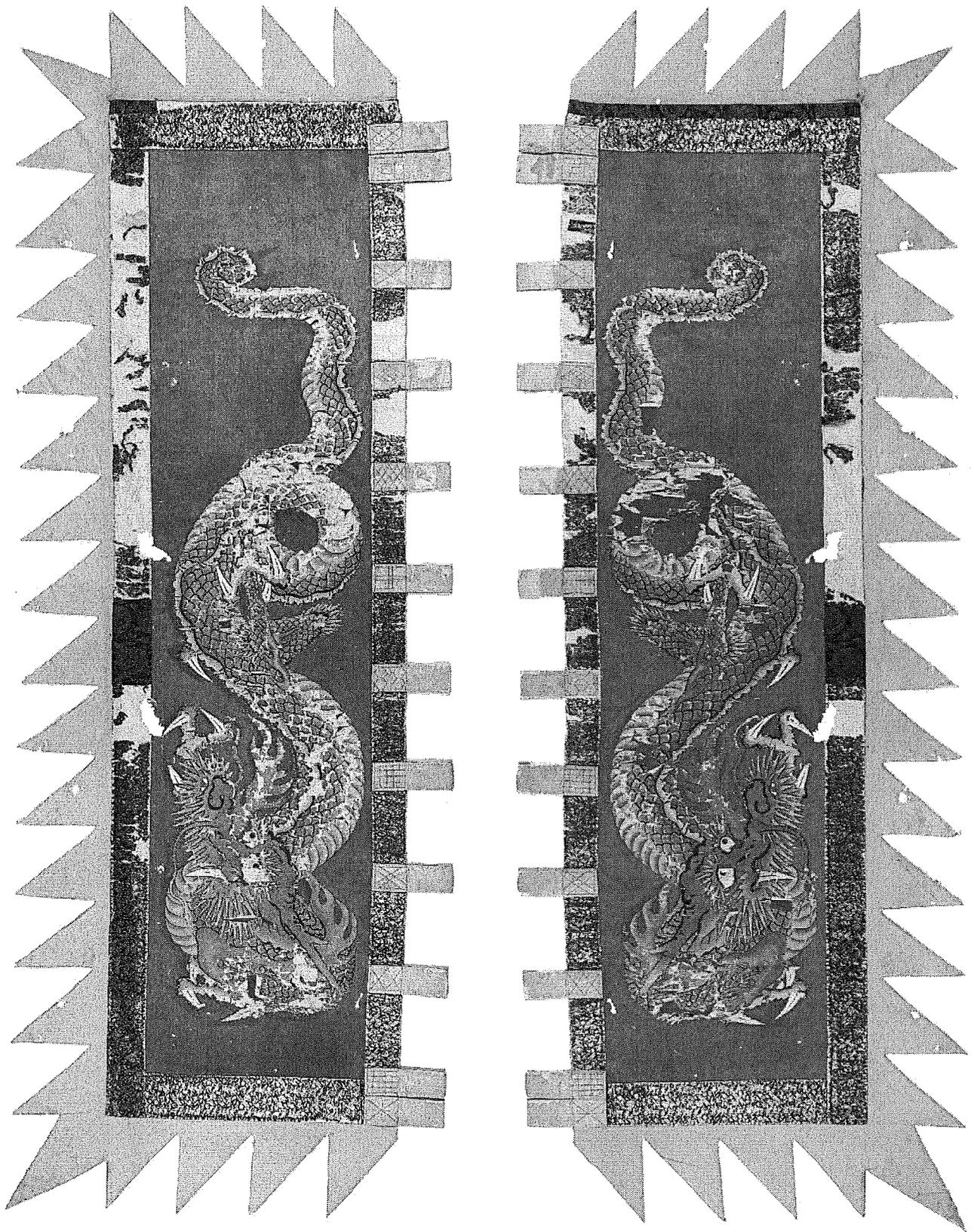
まつり・祭・津まつり展実行委員会『まつり・祭・津まつり』（2004年）

徳田雅彦「唐人踊りの起源とその主な関係資料について」『三重県立図書館紀要』三重県立図書館（5号、1999年）

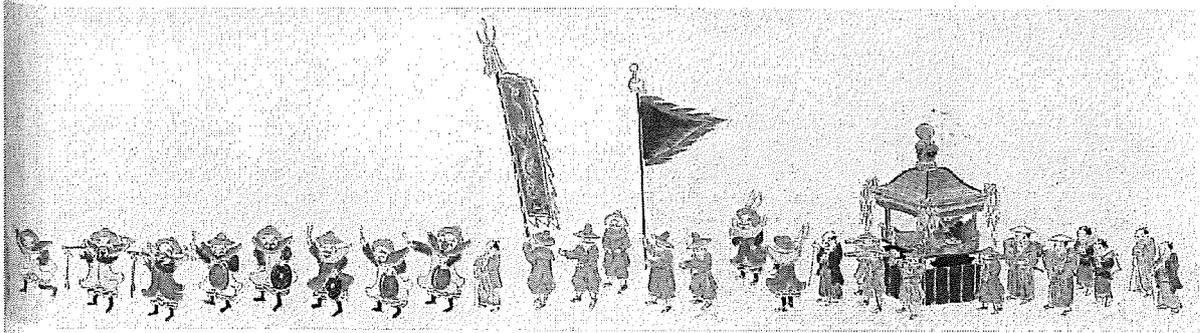
三重県教育委員会『三重県の民俗芸能』（1994年）

津市教育委員会『津市の文化財』（1989年）

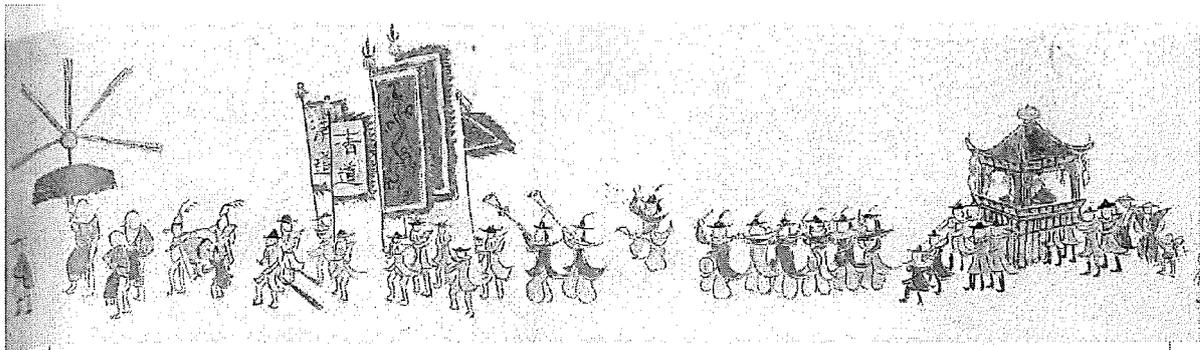
※ 大幟の構成や年代の比定には、西陣織物館顧問藤井健三氏より指導助言を得た。



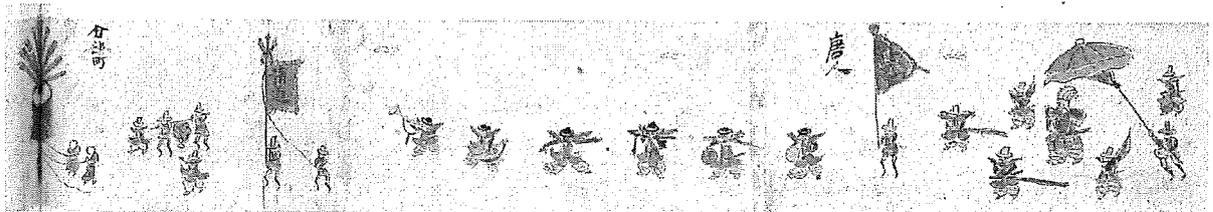
唐人踊大幟 表面（左） 裏面（右）



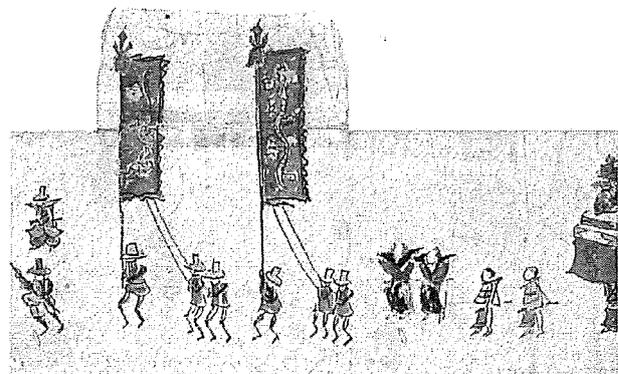
「伊勢津八幡御祭礼図巻」 国立歴史民俗博物館蔵 (『まつり・祭・津まつり』より)



「津八幡神社祭礼絵巻」 石水博物館蔵 (『まつり・祭・津まつり』より)



分都町による唐人



「津八幡宮祭礼絵巻」 津市蔵 (『まつり・祭・津まつり』より)

令和8年2月5日

三重県教育委員会 あて

申請者住所 三重県津市広明町13番地

氏名 三重県知事 一見 勝之

三重県有形文化財指定申請書

名称 紙本墨画淡彩林和靖図屏風 曾我蕭白筆

員数 六曲一双

所在の場所 三重県津市大谷町1-1 三重県立美術館

上記のものを、三重県文化財保護条例第5条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

令和8年2月5日

三重県教育委員会 教育長 あて

所有者等住所 三重県津市広明町 13 番地

所有者等氏名 三重県知事 一見 勝之

## 三重県指定文化財指定同意書

このたび、三重県教育委員会が下記の文化財を三重県指定文化財に指定することに同意します。

### 記

#### 1 名 称

紙本墨画淡彩林和靖図屏風 曾我蕭白筆

#### 2 所在地

三重県津市大谷町 1 1 三重県立美術館

令和 8 年 / 月 30 日

三重県教育委員会 あて

申請者住所 三重県熊野市二木島町1062番地

氏 名 宗教法人 最明寺

代表役員 榊本 幾穂



三重県有形文化財指定申請書

名 称 木造阿弥陀如来立像

員 数 1 軀

所在の場所 三重県熊野市二木島町1062番地

上記のものを、三重県文化財保護条例第5条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

令和 8 年 / 月 30 日

三重県教育委員会 教育長 あて

所有者等住所 三重県熊野市二木島町 1 0 6 2

所有者等氏名 宗教法人 最明寺

代表役員 榎本 幾穂



## 三 重 県 指 定 文 化 財 指 定 同 意 書

このたび、三重県教育委員会が下記の文化財を三重県指定文化財に指定することに同意します。

### 記

1 名 称 木造阿弥陀如来立像

2 所 在 地 三重県熊野市二木島町 1 0 6 2 番地

令和 8 年 2 月 2 日

三重県教育委員会 様

申請者住所 津市美杉町三多気204番地

氏名 宗教法人 真福院

代表役員 加藤 光 映



三重県有形文化財指定申請書

名 称 木造蔵王権現立像

員 数 3 躯

所在の場所 津市美杉町三多気204番地

上記のものを、三重県文化財保護条例第5条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

令和 8 年 2 月 2 日

三重県教育委員会 教育長 様

所有者等住所 津市美杉町三多気 204 番地

所有者等氏名 宗教法人 真福院  
代表役員 加藤 光 映



## 三重県指定文化財指定同意書

このたび、三重県教育委員会が下記の文化財を三重県指定文化財に指定することに同意します。

### 記

1 名 称 木造蔵王権現立像 3 躯

2 所 在 地 津市美杉町三多気 204 番地

令和8年2月3日

三重県教育委員会 あて

申請者住所 伊賀市上野向島町3453  
氏名 園 森 明 彦

三重県有形文化財指定申請書

名 称 伊州御城下破屋損所絵図  
員 数 2 舗 附 2 点  
所在の場所 伊賀市上野向島町 3453

上記のものを、三重県文化財保護条例第5条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

令和 8 年 2 月 3 日

三重県教育委員会 教育長 あて

所有者等住所

伊賀市上野向島町 3453

所有者等氏名

岡 森 明 彦

### 三重県指定文化財指定同意書

このたび、三重県教育委員会が下記の文化財を三重県指定文化財に指定することに同意します。

#### 記

1 名 称 伊州御城下破屋損所絵図

2 所在地 伊賀市上野向島町 3453

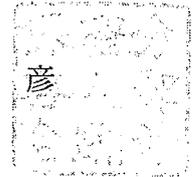
令和 8 年 2 月 5 日

三重県教育委員会 様

申請者住所 津市東丸之内19-4

氏 名 分部町唐人踊保存会

会長 吉 田 勝 彦



三重県有形民俗文化財指定申請書

名 称 唐人踊 大幟

員 数 1 流

所在の場所 津市東丸之内

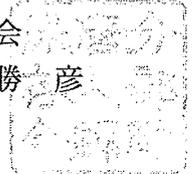
上記のものを、三重県文化財保護条例第27条第1項の規定により、別紙  
関係書類を添えて申請します。

令和 8 年 2 月 5 日

三重県教育委員会 教育長 様

所有者等住所 津市東丸之内 19-4

所有者等氏名 分部町唐人踊保存会  
会長 吉 田 勝彦



### 三 重 県 指 定 文 化 財 指 定 同 意 書

このたび、三重県教育委員会が下記の文化財を三重県指定文化財に指定することに同意します。

#### 記

1 名 称 唐人踊 大幟

2 所 在 地 津市東丸之内

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（昭和31年6月30日法律第162号）

最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

14 文化財の保護に関すること。

## 三重県文化財保護条例（抜粋）

昭和32年12月28日三重県条例第72号

最終改正 令和2年3月24日三重県条例第35号

### 第2章 三重県指定有形文化財

（指定）

第5条 教育委員会は、県の区域内にある有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを三重県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める三重県文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を三重県教育委員会公報（以下「公報」という。）で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者等に通知してする。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による公報の告示があつた日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

### 第4章 三重県指定有形民俗文化財・三重県指定無形民俗文化財

（指定）

第27条 教育委員会は、県の区域内にある有形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを三重県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを三重県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第五条第二項から第六項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定には、第二十二條第二項及び第三項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を公報に告示してする。

### **三重県教育委員会権限委任規則(抜粋)**

昭和31年10月15日三重県教育委員会規則第14号  
最新改正 平成27年3月27日三重県教育委員会規則第4号

第1条 三重県教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事務を除き、教育長に委任する。

- 1 1 文化財の指定及び解除をすること。

議案第58号

三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について

三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について、別紙のとおり提案する。

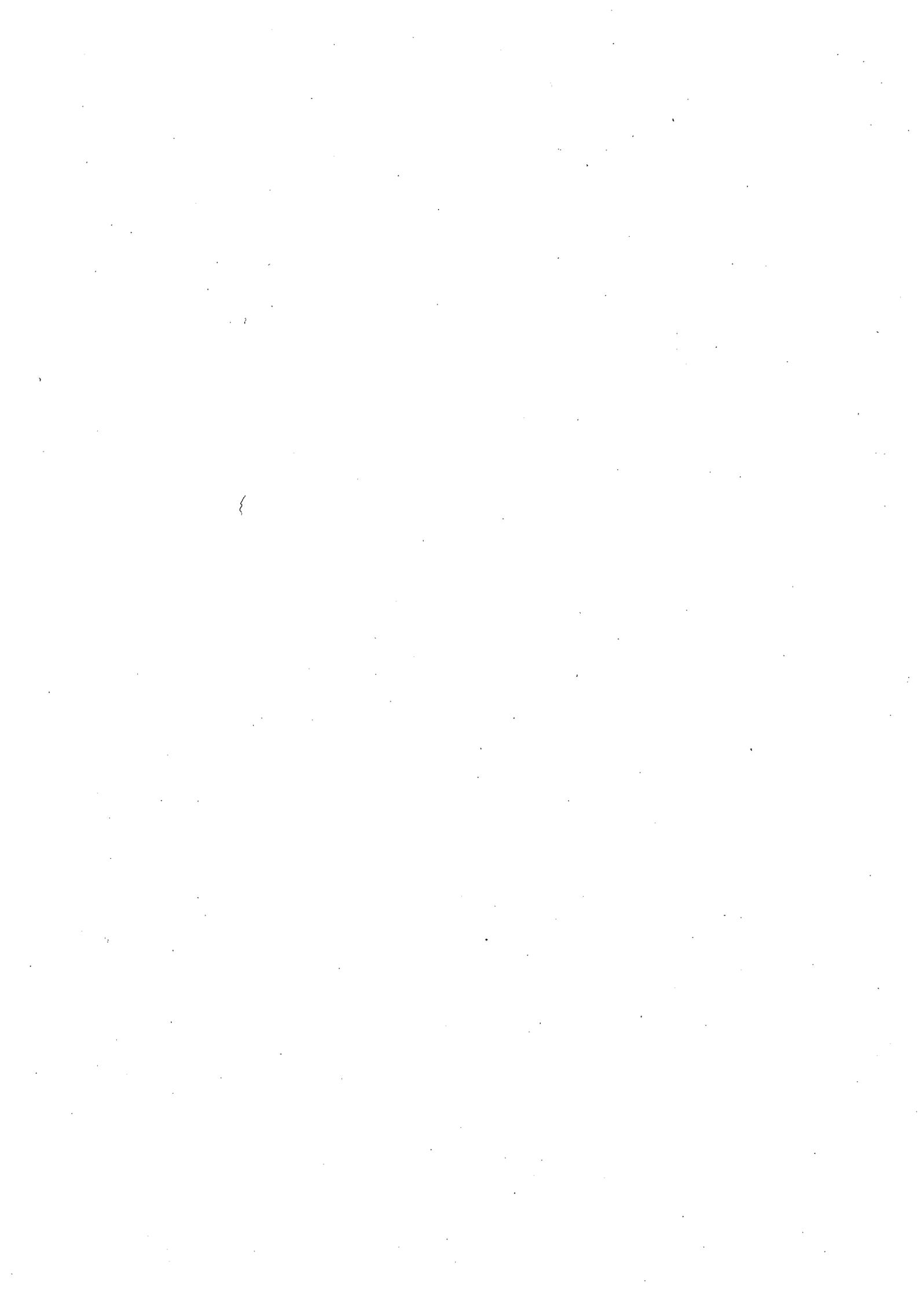
令和8年2月24日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定については、三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



## 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について（案）

### 1 指定学校名

三重県立みえ四葉ヶ咲中学校

### 2 指定年月日

令和8年4月1日

### 3 指定理由

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則（平成19年三重県教育委員会規則第4号）第3条に基づく意見書（別記様式1）が校長から提出され、この制度の導入により、保護者や地域住民等が学校運営に直接参画することで、地域とともにある学校づくりを一層進めることが期待できることから、同条に基づき指定を行うものである。

県立みえ四葉ヶ咲中学校における  
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入について

1 これまでの状況

- みえ四葉ヶ咲中学校は、令和7年度に「学びの多様化学校」を併設する「夜間中学」として開校し、学齢期の生徒に限らず、多様な年齢・国籍・文化的背景をもつ方々が共に学べる学び直しの場を整えてきた。これにより、義務教育を受ける機会を十分に得られなかった方や不登校経験のある生徒等、多様な生徒が安心して学び直しができる環境が整いつつある。
- 本校では、開校準備段階より地域や関係機関との協働を重視し、医療・福祉・国際交流団体、NPO 及び企業等と連携しながら、生徒の学びと生活を総合的に支える体制づくりに取り組んできた。「夜間中学」の特性上、多様な背景をもつ生徒が抱える健康や生活上の課題への支援が不可欠であり、関係機関との協働が重要である。
- 加えて、「学びの多様化学校」として、不登校生徒を中心に個々の状況に応じた学びを提供し、地域での学びの場への参加や探究活動を通して、生徒の社会的自立を支援している。こうした活動を進める中で、地域住民や専門家が教育活動に参加し、生徒理解の深化や多様な学びの機会の拡大に寄与してきた。
- 令和7年度の開校後、地域・医療・福祉・外国人支援・教育の各分野との協働体制を進め、多様な生徒を受け入れる学校としての基盤ができつつある。特に、医療機関との連携により、安心して通学できる環境づくりが進んでいる。
- 本校の特色ある教育活動を支える体制をさらに強化するためには、地域・専門機関・行政等とともに学校運営を進める仕組みが不可欠であり、その中核となる学校運営協議会の導入が求められる状況となってきた。

2 具体的な取組内容等

(1) 地域と連携した主な取組

- 生徒の実態把握と生活支援のために、医療機関、心理支援機関及び外国人支援団体等と連携し、学習者の健康・生活面の課題に寄り添う体制づくりを進めている。このことにより、夜間中学に通う生徒や外国ルーツの生徒が安心して学べる環境づくりが促進されている。
- 不登校経験のある生徒については、地域の居場所づくり団体やNPO と協働し、登校準備支援や学びの再開に向けた個別支援を行っている。また、地域でのフィールドワークや探究活動を進め、地域の大人と関わりながら学ぶ機会を確保している。
- 多文化共生の視点を取り入れ、国際交流財団や支援者とともに、外国ルーツの生徒が安心して学べる支援体制を整え、日本語学習支援や学校生活への適応支援を進めている。
- 県内の住民が、学び直しを支える学校サポーター「クローバーズ」やボランティアとして参加する仕組みづくりを進めており、地域とともにある夜間中学としての役割

が広がりつつある。

## (2) 学校運営協議会制度の導入に向けた取組

- 本校では、多様な学び手が抱える課題に対応するために、学校運営に地域・医療・福祉・外国人支援・教育の各分野の専門家の意見を取り入れる必要性が高まっている。このため、開校準備段階から有識者会議を開催し、学校運営協議会の設置に向けた協議を進めてきた。
- 不登校支援、外国人支援、ひきこもり支援、医療支援等の専門家から助言を受けることで、生徒一人ひとりのニーズに応じた個別支援の質が向上しつつある。
- 夜間中学としての運営においては、生徒の通学や生活相談等に関する専門的支援も必要であり、行政、医療機関及び福祉関係機関との協力体制が強化されている。
- これらの協働をより継続的で組織的なものとするためには、学校運営協議会を設置し、学校と地域・専門家が一体となって学校運営を行う仕組みが不可欠である。

## 3 今後の方向性

### (1) 学校運営協議会制度の活用

- 学校運営協議会を導入することで、地域の力と専門的知見を学校運営に継続的に反映させることが可能となる。特に、県内唯一の夜間中学として、医療・福祉・心理支援・外国人支援等を含む多様な支援機関との協働体制を強固にし、学び直しを必要とする全ての人に安心して学べる環境を提供する。
- 「学びの多様化学校」として、不登校生徒等に対し個に応じた学びをさらに充実させるため、地域や有識者と連携し、生徒の探究活動や社会参加の機会を拡大する。
- 地域住民や専門家が学校運営に関わることで、学校と地域の理解や信頼が深まり、地域における教育の持続可能性が高まる。

### (2) 教育活動の充実

- 多様な生徒のニーズに応じた支援体制をさらに強化し、生徒の生活・健康・進路を総合的に支える。
- 地域との協働による探究活動の充実を図り、学びを地域社会につなげる教育活動を推進する。
- 医療機関、心理支援機関、地域支援団体等と連携し、安心して学べる環境づくりを強化する。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

◆◇コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは◇◆

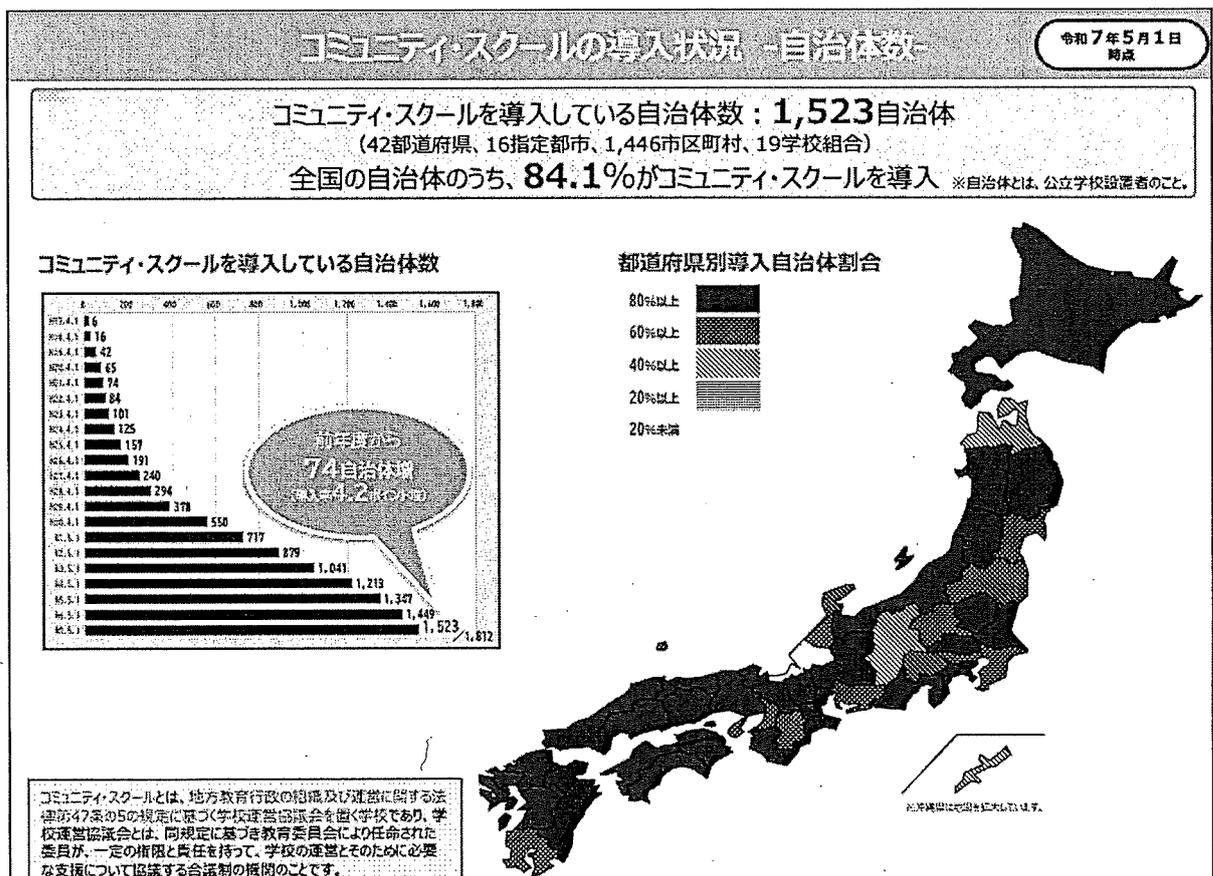
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校が地域住民や保護者等と教育目標を共有し、組織的・継続的な連携を可能とする、「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。（平成16年法制化）

コミュニティ・スクールの主な3つの機能

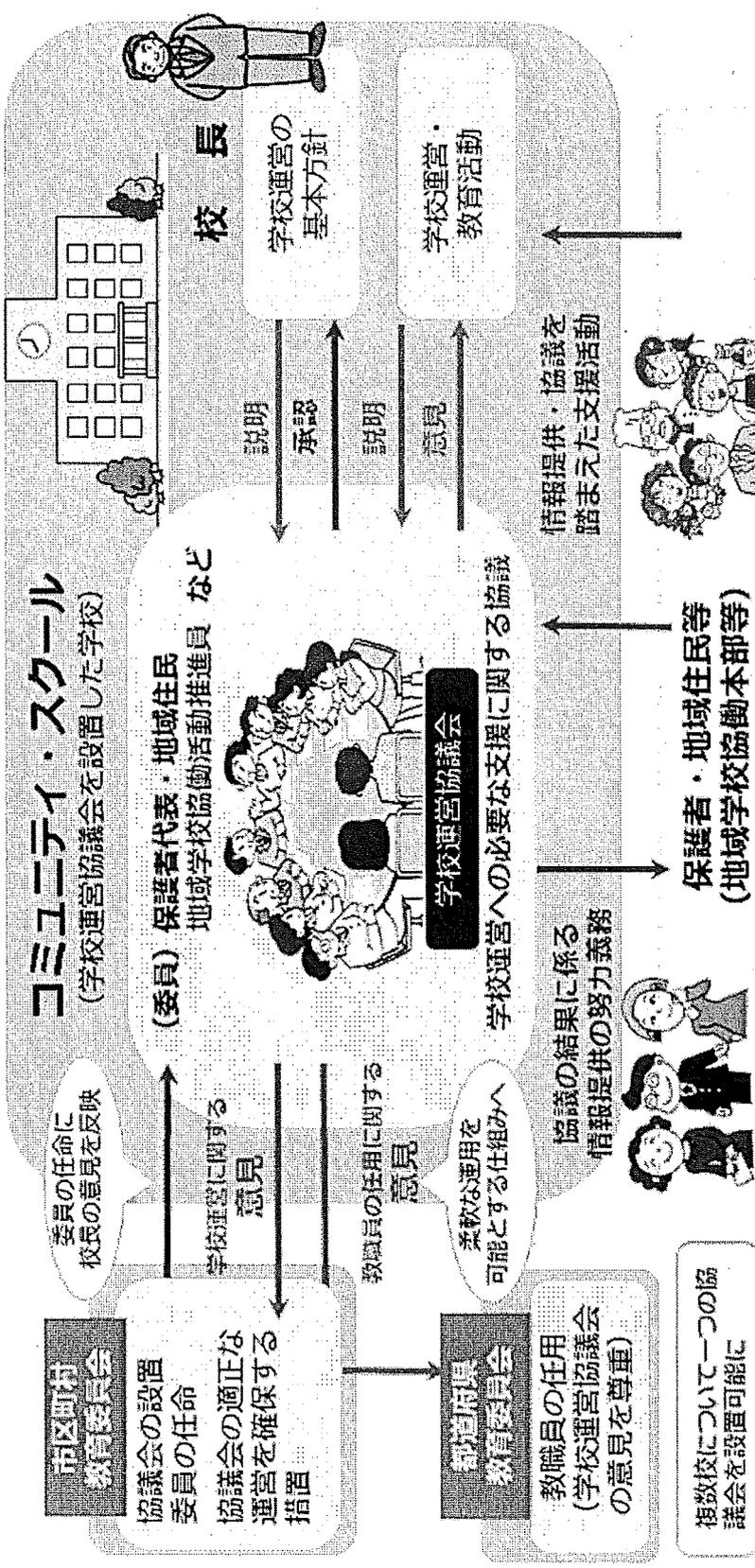
【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

- ・学校がチームとして教育力・組織力を発揮するとともに、学校と地域等が適切に役割分担をしながら、それぞれが主体的に取り組を進めることで、子どもたちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現が可能になります。
- ・平成29年3月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、全ての公立学校がコミュニティ・スクールになることを目指し、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。

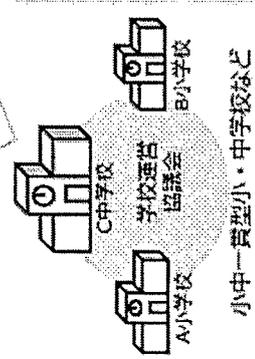


# コミュニティスクール(学校運営協議会制度)の仕組み



**＜学校運営協議会の主な役割＞** 地教法第四十七条の五  
 教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること



三重県教育委員会 御中

三重県立みえ四葉ヶ咲中学校  
校長 前田 亜弓

## 学校運営協議会委員推薦書

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則第6条第3項により、下記のとおり本校学校運営協議会委員を推薦します。

## 記

	ふりがな 名前	勤務先・職名等	性別	備考
1	うとう 美帆 宇藤 美帆	公益財団法人三重県国際交流財団 国際教育課長	女	⑥
2	うめもと まさかず 梅本 正和	うめもとこどもクリニック 院長	男	③
3	おかだ としゆき 岡田 敏之	基礎教育保障学会 会長	男	⑥
4	きのした なほ 木下 奈保	みえ四葉ヶ咲中学校 保護者	女	①②
5	くぼ のぶよし 久保 伸嘉	くぼちゃんファーム	男	②③
6	こばやし たかみつ 小林 孝充	みえ四葉ヶ咲中学校 保護者	男	①
7	しみず あきら 清水 明	津市育成地区育生連合会 会長	男	②
8	しろのうち のぶひと 城之内 庸仁	一般社団法人基礎教育保障研究所 理事長	男	⑥
9	たけざわ なおみ 竹澤 尚美	伊勢市ひきこもり地域支援センターつむぎ センター長	女	⑦
10	つじ たかあき 辻 孝明	三重県立みえ夢学園高等学校 校長	男	⑧
11	とみだ たかひろ 富田 貴広	みえ四葉ヶ咲中学校 地域コーディネーター	男	②
12	にしかわ かずお 西川 和男	津市立橋南中学校 校長	男	⑧
13	もりた よういち 守田 庸一	三重大学教育学部附属教育支援センター長	男	⑥
14	やまくち のりひろ 山口 典宏	山口陶器 代表取締役	男	③
15	まえだ あゆみ 前田 亜弓	三重県立みえ四葉ヶ咲中学校 校長	女	④

※ 勤務先・職名等が複数ある場合は、主となるもの一つだけ記入する。

※ 年齢は、推薦書提出月の1日現在の「満年齢」を記入する。

※ 備考には、規則第6条第1項に定める以下①～⑧の区分を記入する。

- ①保護者、②地域住民、③学校の運営に資する活動を行う者、④校長、⑤教職員、⑥有識者、  
⑦関係行政機関の職員、⑧その他

(様式1)

四葉中 第 58 号  
令和 7年12月 9日

三重県教育委員会 御中

三重県みえ四葉ヶ咲中学校  
校長 前田 亜弓

### 学校運営協議会の設置にかかる意見書

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則第3条により、下記のとおり意見を述べます。

#### 記

#### 1 本校への学校運営協議会の設置について

みえ四葉ヶ咲中学校は、令和7年度に県内初の「夜間中学」として開校し、義務教育を十分に受けられなかった方々に、学び直しの機会を保障する重要な役割を担っています。加えて本校は、「学びの多様化学校」として不登校を経験した多様なニーズをもつ学齢期の中学生を受け入れ、自己のペースで学びを再構築できる環境づくりを進めています。

このように、本校は幅広い世代・文化背景・学習歴の学び手が共存する全国的にも稀有な学習環境であり、多様性の高い教育ニーズが同時に存在します。そのため、学習支援のみならず、生活面・心理面・医療面の課題に対応する必要があり、学校だけでは完結できない複合的な支援体制が求められています。特に心身の健康を支える医療機関や相談支援機関、外国ルーツの学習や就労を支援する専門家、ひきこもり・不登校支援や夜間中学に関する有識者、の知見を取り入れることは不可欠です。

本校では、開校準備段階より有識者や国際交流団体、関係機関、地域等との意見交換を重ね、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて協働の構築を進めてきました。県内唯一の学校として多様な生徒の学びと生活を包括的に支えるためには、教育、医療、福祉、地域の各分野が連携した支援体制を学校運営に反映させる仕組みが必要です。

これらの状況をふまえ、学校運営協議会を設置することにより、地域住民だけでなく、医療・福祉・心理支援の専門家、夜間中学・学びの多様化学校における教育や多文化共生に関する有識者等の幅広い視点を学校運営に取り入れることで、生徒の安全・安心を基盤とした質の高い教育環境を整えるとともに、持続可能な学校運営体制の強化を図りたいと考えています。

以上の理由により「学校運営協議会を設置する学校」としての指定を希望します。

#### 2 設置を希望する時期

令和 8年 4月 1日

(様式1)

3 学校運営協議会委員

公募の希望の有無	有	・	<input type="radio"/> 無
推薦の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	・	無

4 その他

## 三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則

(平成19年3月27日 教育委員会規則第4号)

### (目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の五の規定に基づき、三重県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (趣旨)

第二条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任のもと、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、児童・生徒を中心とした学校教育の充実を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるものとする。

### (設置)

第三条 協議会は、教育委員会が、あらかじめ校長の意見を聞いて設置する。

### (学校運営に関する基本方針の承認)

第四条 協議会が設置された学校（以下「対象学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度、基本方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- 一 学校経営に関すること
- 二 教育課程の編成に関すること
- 三 組織編成に関すること
- 四 学校予算の編成及び執行に関すること
- 五 その他、教育委員会が必要と認める事項に関すること

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本方針に従って学校運営を行うものとする。

### (意見の申出)

第五条 協議会は、当該対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第二条の趣旨を踏まえ、当該対象学校の職員の採用その他の任用に関して、学校運営の基本方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）について、教育委員会に対して、意見を述べることができる。

- 3 協議会は、前二項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(委員の任命)

第六条 協議会の委員は十五名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 保護者
  - 二 地域住民
  - 三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の当該対象学校の運営に資する活動を行う者
  - 四 当該対象学校の校長
  - 五 当該対象学校の教職員
  - 六 有識者
  - 七 関係行政機関の職員
  - 八 その他、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員のうち、その一部については、公募をすることができる。
- 3 当該対象学校の校長は、委員を推薦することができる。
- 4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。
- 5 委員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第三項に規定する非常勤の特別職の地方公務員とする。

(任期)

第七条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

- 2 第六条第四項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密の保持)

第八条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- 一 委員としてふさわしくない非行を行うこと
  - 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
  - 三 その他、協議会及び対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと

(報酬)

第九条 委員の報酬は、教育長が別に定める。

(会長及び副会長)

第十条 協議会に会長及び副会長各一名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。
- 3 会長は協議会を招集し、会議の議事を掌る。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第十一条 協議会は、会長が当該対象学校の校長と協議の上、招集する。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 4 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第十二条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

- 一 当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合
- 二 その他、特別の事情により、協議会が必要と認めた場合
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第十三条 教育委員会は、協議会の運営状況に関する的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第十四条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- 一 第八条の規定に違反したとき
- 二 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき
- 三 その他、解任に相当する事由が発生したとき
- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員

会に報告しなければならない。

(運営に関する評価と情報提供)

第十五条 協議会は、当該対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

- 2 協議会は、児童・生徒、保護者及び地域住民等の意見等を把握し、その運営に反映するよう努めるものとする。
- 3 協議会は、保護者及び地域住民等に対して自らの活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。

(運営等)

第十六条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第十七条 この規則に定めるものの他、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則第三条第一項による指定を受けた学校は、この規則による改正後の三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則第三条の規定により協議会が設置された学校とみなす。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

施行日：令和二年四月一日

(平成二十九年法律第二十九号による改正)

### 第四節 学校運営協議会

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
  - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
  - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
  - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
  - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

報告 1

県立南伊勢高等学校南勢校舎閉校舎における学校運営協議会の廃止について

県立南伊勢高等学校南勢校舎閉校舎における学校運営協議会の廃止について、別紙のとおり報告する。

令和8年2月24日提出

三重県教育委員会事務局  
高校教育課長



## 南伊勢高等学校南勢校舎閉校舎における学校運営協議会 の廃止について

このことについて、次のとおり廃止する。

### 学校運営協議会の廃止について

#### (1) 廃止の理由

三重県立南伊勢高等学校南勢校舎学校運営協議会については、令和8年4月1日に南伊勢高等学校南勢校舎が閉校舎することに伴い廃止する。

#### (2) 廃止する学校運営協議会

名称 三重県立南伊勢高等学校南勢校舎学校運営協議会  
対象学校 三重県立南伊勢高等学校南勢校舎

#### (3) 廃止日

令和8年4月1日

## 三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則

(平成19年3月27日 教育委員会規則第4号)

### (目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の五の規定に基づき、三重県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (趣旨)

第二条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任のもと、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、児童・生徒を中心とした学校教育の充実を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるものとする。

### (設置)

第三条 協議会は、教育委員会が、あらかじめ校長の意見を聞いて設置する。

### (学校運営に関する基本方針の承認)

第四条 協議会が設置された学校（以下「対象学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度、基本方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- 一 学校経営に関すること
- 二 教育課程の編成に関すること
- 三 組織編成に関すること
- 四 学校予算の編成及び執行に関すること
- 五 その他、教育委員会が必要と認める事項に関すること

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本方針に従って学校運営を行うものとする。

### (意見の申出)

第五条 協議会は、当該対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第二条の趣旨を踏まえ、当該対象学校の職員の採用その他の任用に関して、学校運営の基本方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）について、教育委員会に対して、意見を述べることができる。

3 協議会は、前二項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(委員の任命)

第六条 協議会の委員は十五名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 保護者
  - 二 地域住民
  - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の当該対象学校の運営に資する活動を行う者
  - 四 当該対象学校の校長
  - 五 当該対象学校の教職員
  - 六 有識者
  - 七 関係行政機関の職員
  - 八 その他、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員のうち、その一部については、公募をすることができる。
- 3 当該対象学校の校長は、委員を推薦することができる。
- 4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。
- 5 委員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項に規定する非常勤の特別職の地方公務員とする。

(任期)

第七条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

- 2 第六条第四項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密の保持)

第八条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 委員としてふさわしくない非行を行うこと
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- 三 その他、協議会及び対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと

(報酬)

第九条 委員の報酬は、教育長が別に定める。

(会長及び副会長)

第十条 協議会に会長及び副会長各一名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。
- 3 会長は協議会を招集し、会議の議事を掌る。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第十一条 協議会は、会長が当該対象学校の校長と協議の上、招集する。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 4 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第十二条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

- 一 当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合
  - 二 その他、特別の事情により、協議会が必要と認めた場合
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
  - 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第十三条 教育委員会は、協議会の運営状況に関する的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第十四条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があつたときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- 一 第八条の規定に違反したとき
  - 二 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき
  - 三 その他、解任に相当する事由が発生したとき
- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員

会に報告しなければならない。

(運営に関する評価と情報提供)

第十五条 協議会は、当該対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

- 2 協議会は、児童・生徒、保護者及び地域住民等の意見等を把握し、その運営に反映するよう努めるものとする。
- 3 協議会は、保護者及び地域住民等に対して自らの活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。

(運営等)

第十六条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第十七条 この規則に定めるものの他、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則第三条第一項による指定を受けた学校は、この規則による改正後の三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則第三条の規定により協議会が設置された学校とみなす。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 三重県立学校学校運営協議会取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則（平成19年3月27日教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）に定める学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置にかかる校長の意見と通知)

第2条 三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、規則第3条に規定する校長の意見を、様式1により聞くものとする。

2 教育委員会は、協議会を設置するときは、様式2により学校に通知する。

### (学校運営に関する基本方針の承認)

第3条 規則第4条第1項に掲げる事項の具体的な内容については、学校の実態に応じて、協議会が定める。

### (意見の取扱)

第4条 教育委員会は、協議会の意見を尊重し、その内容の実現に努めるものとする。ただし、規則第5条第2項については、原則として三重県公立学校教員採用選考試験実施要項、教職員人事異動基本方針及び教職員人事異動実施要領等採用及び人事に関する要綱に基づく範囲内において、取り扱うものとする。

### (委員の推薦)

第5条 規則第6条第3項により校長が委員を推薦する場合は、学校の特色に応じ、協議会の委員として適任である者を選し、様式3により教育委員会に推薦する。

### (報酬)

第6条 委員の報酬は、年額24,000円のほか、通勤1回につき公立学校職員の給与に関する条例第16条の規定の例により算出した支給単位期間が1箇月である場合の通勤手当の額の21分の1に相当する額（10円未満の端数は、切り捨てた額）を加給する。

2 委員が年度途中において新たに任命されたときはその日から、離職したときはその日まで、死亡したときはその日の属する月までの報酬を支給する。

3 前項の規定により支給する場合の報酬の額は、第1項に定める額を月割計算して得た額とする。ただし、月の途中において新たに任命され又は離職したとき（死亡したときを除く。）の当該月分の報酬の算定は、現日数を基礎として日割により行い、1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(児童・生徒の意見の聴取)

第7条 協議会は、必要に応じて、児童・生徒の発達段階に配慮しつつ、児童・生徒が意見を述べる機会を得られるよう努めるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務については、学校が行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。